3　本市の地域特性

（1）人口・世帯数動向

人口推計

本市は、少子高齢化がさらに進展し、令和12（2030）年頃をピークとして人口減少へ転換する見込み。

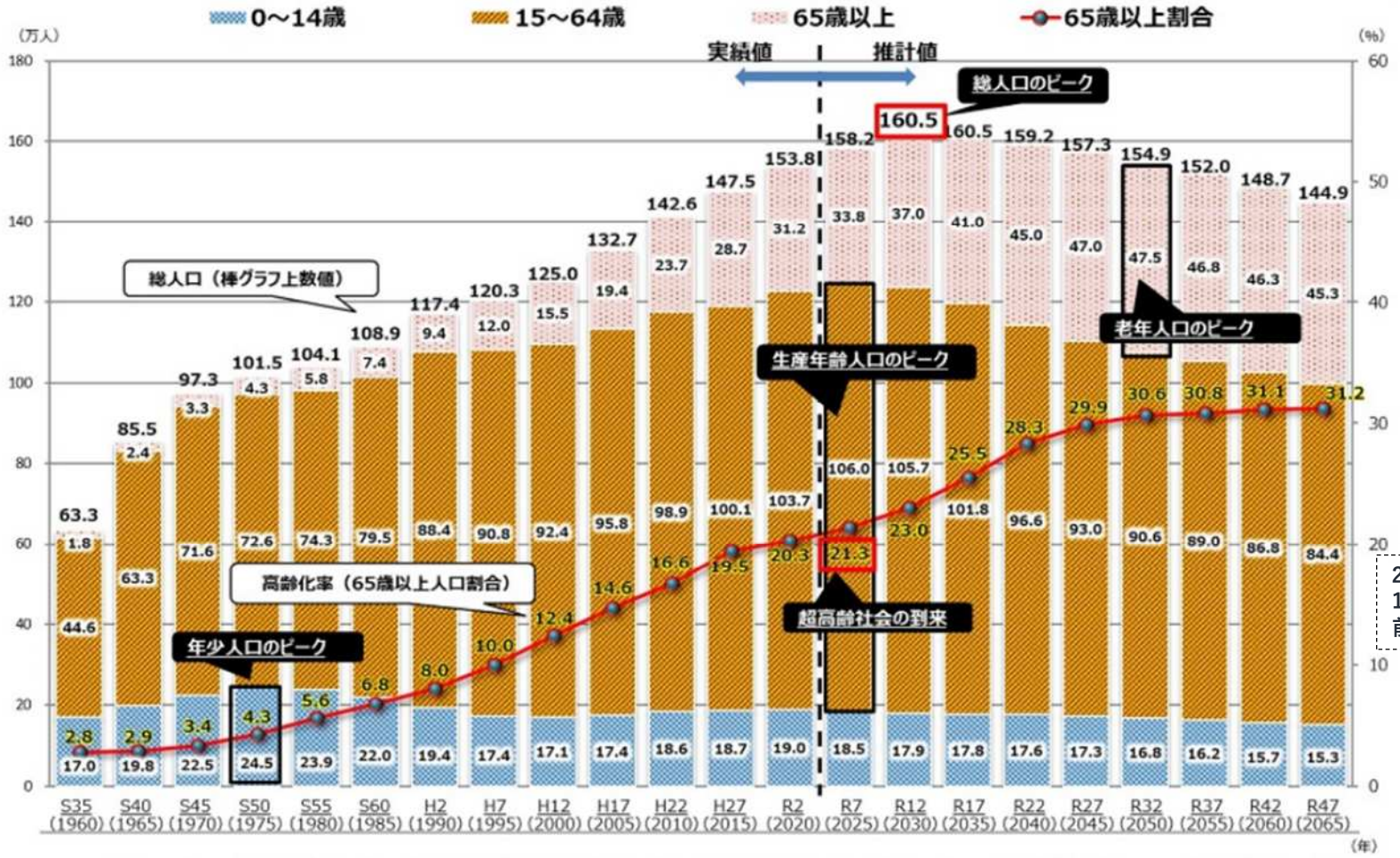

2024年３月現在
154.5万人
前年同月増減人口約６千人

出典：川崎市総合計画
第３期実施計画(R4.3)

（1）人口・世帯数動向

世帯数

世帯数は、令和17（2035）年頃に約79万世帯となり、ピークを迎える見込み。
核家族と単独世帯で全体の９割以上を占めている。高齢単身世帯は継続して増加すると見込まれる。

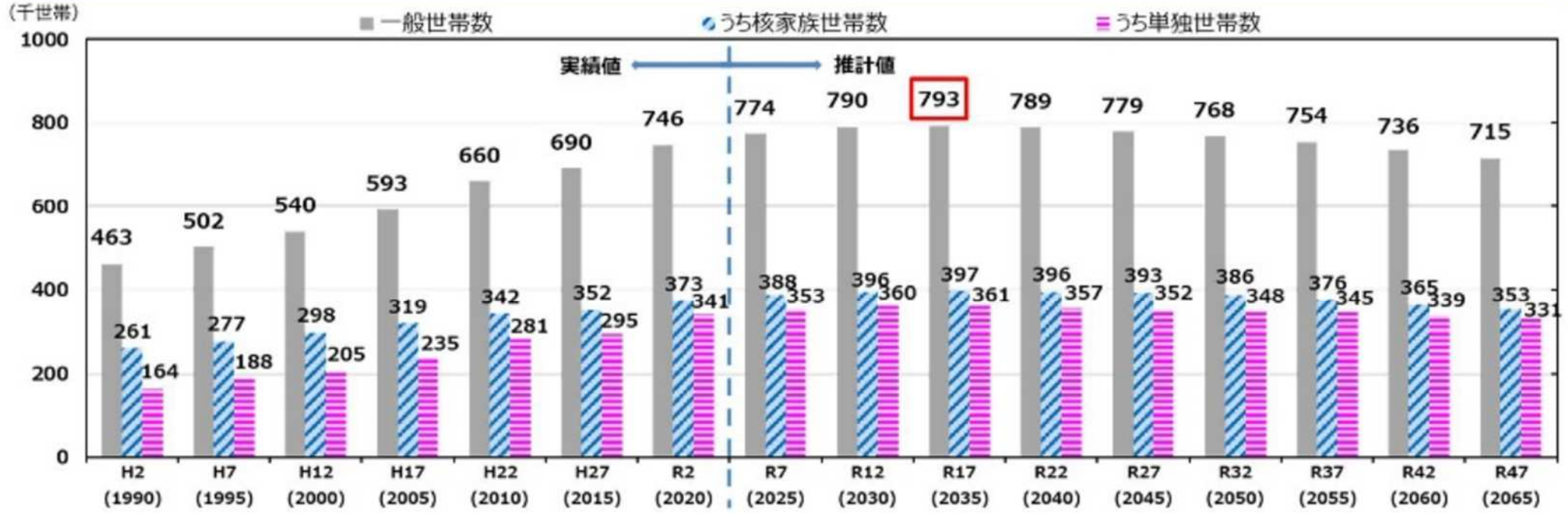

出典：川崎市総合計画第３期実施計画(R4.3)

（1）人口・世帯数動向

高齢化人口の推移

令和７（2025）年までの間に、65歳以上の人口が21%を超え、本市においても「超高齢社会」が到来すると想定される。その後も高齢化率は上昇を続け、令和32（2050）年には約31%に達すると見込まれる。

※端数処理により割合や合計値の内訳は必ずしも一致しない

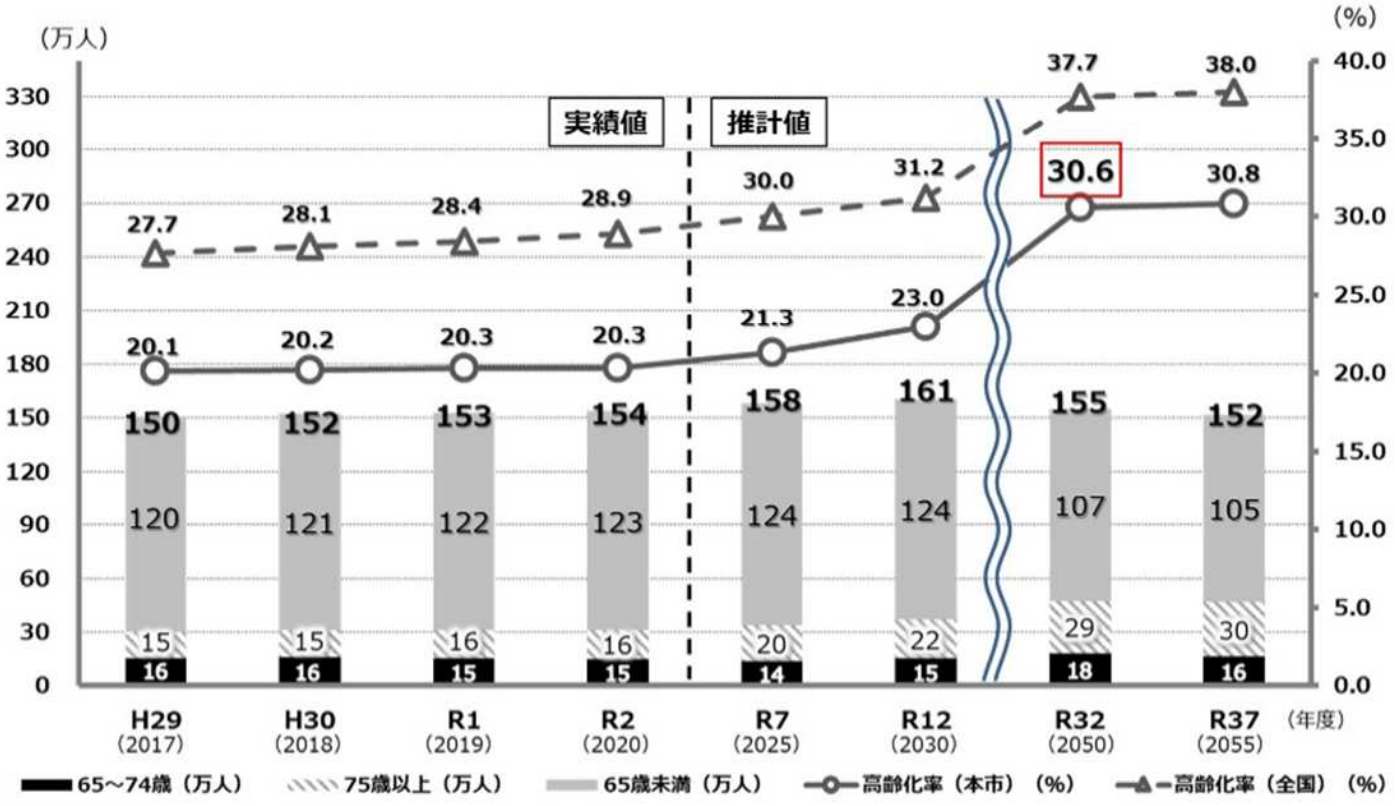

出典：川崎市総合計画第３期実施計画(R4.3)

（1）人口・世帯数動向

市内住宅数の推移

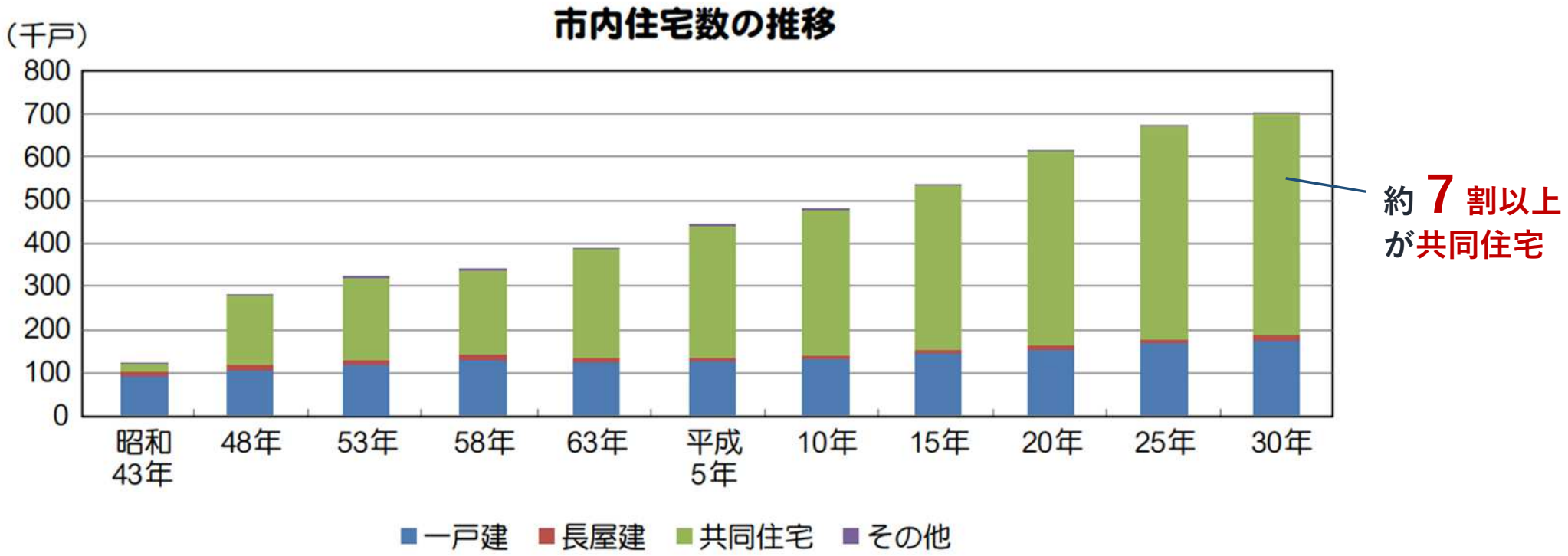

出典：令和5年版　川崎市統計データブック（R5.11）

（２）産業の状況

市内総生産の推移

市内総生産は約6.4兆円（平成30（2018）年度、名目）で、製造業の割合が最も高く、約1.6兆円を占める。10年間の成長率は、約５％となっている。

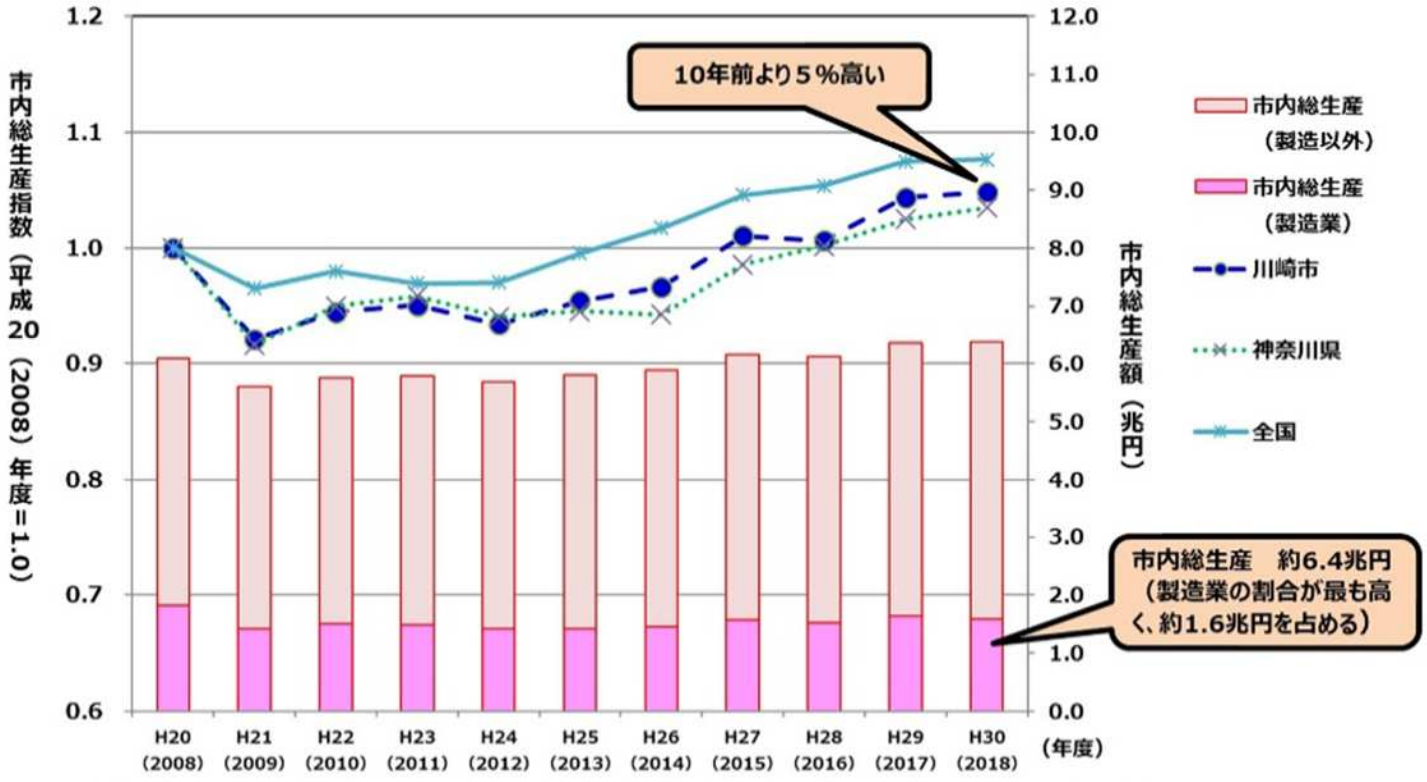

※ 市内総生産：市内の生産活動によって生み出された付加価値額の合計（生産の過程で必要となった中間投入の額を除く）

出典：川崎市総合計画第３期実施計画(R4.3)

（2）産業の状況

製造業における製造品出荷額等の大都市比較（2019実績）

本市の製造品出荷額等は4兆0,828億円、従業者１人当たりの額は8,574万円で、いずれも大都市中で第１位となっており、 高度な産業集積と生産性を実現している。

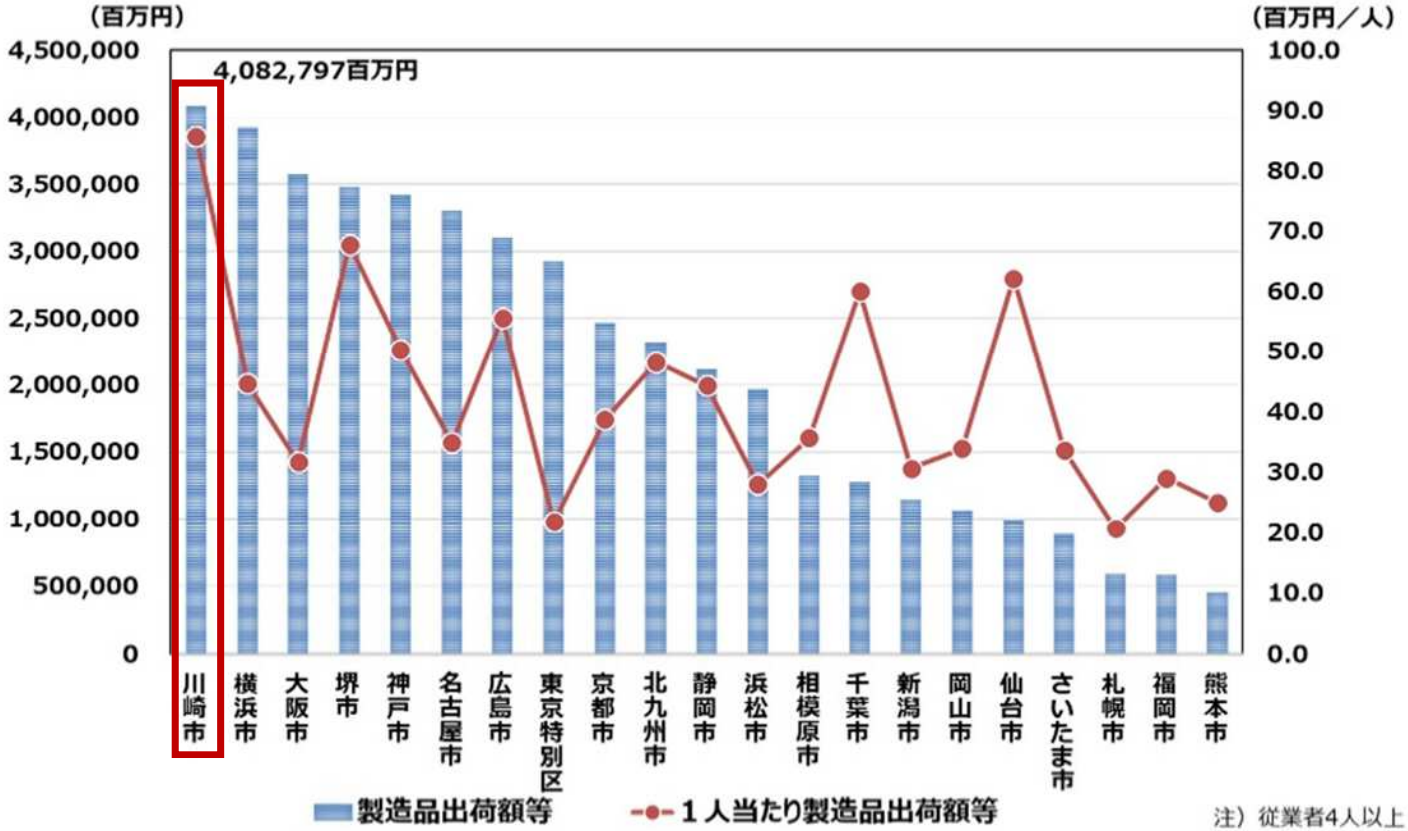

注）従業者4人以上　　出典：川崎市総合計画第３期実施計画(R4.3)

（２）産業の状況

経済活動別市内総生産推移

- 製造業が最も大きく、ついで不動産業、情報通信業となっている。
- この３業種で生産額の５割以上を占めている。
- 製造業は緩やかに減少傾向、不動産業及び情報通信業はゆるやかに増加傾向となっている。

資料：市内経済計算

出典：川崎市総合計画第３期実施計画(R4.3)

（2）産業の状況

研究機関の集結

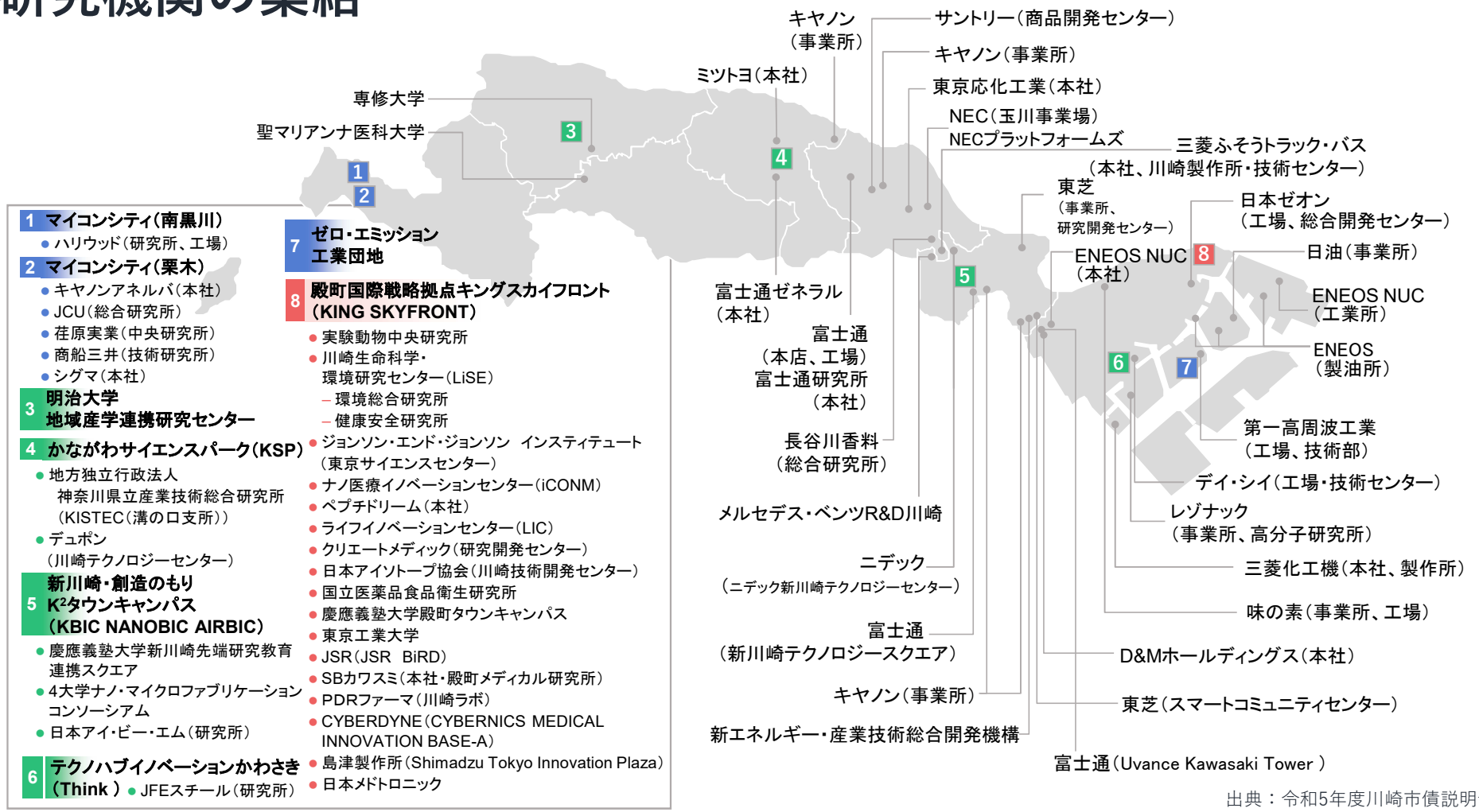

出典：令和5年度川崎市債説明会（R6.3）

（２）産業の状況

事業所数及び従業者数

	事業所数				従業者数			
	平成28年（参考）	令和3年	増減率（%）	神奈川県に占める川崎市の割合（%）	平成28年（参考）	令和3年	増減率（%）	神奈川県に占める川崎市の割合（%）
川崎市	40,934	41,223	0.7	14.4	543,812	547,471	0.7	15.5
神奈川県	287,942	285,325	△0.9	—	3,464,316	3,525,744	1.8	—
全国	5,340,783	5,156,063	△3.5	—	56,872,826	57,949,915	1.9	—

出典：令和3年経済センサス-活動調査結果（確報）（R6.2）

（２）産業の状況

臨海部大規模土地利用転換

- 高炉の所在する扇島南で約222ha、周辺を含めると**約400ha**という大規模な土地利用転換を見込む
- 「**JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針**」策定（令和５（2023）年8月）
- **カーボンニュートラルの実現と同時に、次代の柱となる新たな産業の創出**を図るなど、地域の持続的発展につなげ、我が国の課題解決に資する大規模土地利用転換を早期に実現

出典：令和5年度川崎市債説明会（R6.3.27）

（2）産業等の状況

脱炭素アクションみぞのくち

● **「脱炭素アクションみぞのくち推進会議」発足**（令和３(2021)年３月）

（令和５(2023)年12月時点：48事業者・団体が加盟）

● **国から「脱炭素先行地域」に選定**（令和４(2022)年４月26日）

【対象地域】 高津区溝口周辺に所在する**民間施設**,川崎市のすべての**公共施設（約1,000か所）**

【取組事業者】 アマゾンジャパン合同会社他、脱炭素アクションみぞのくち推進会議会員企業等**（計：民間54施設）**

【国からの交付金】 **約50億円**(R4～R8年度)

出典：令和5年度川崎市債説明会（R6.3.27）

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物

川崎市のごみ・資源物処理の流れ

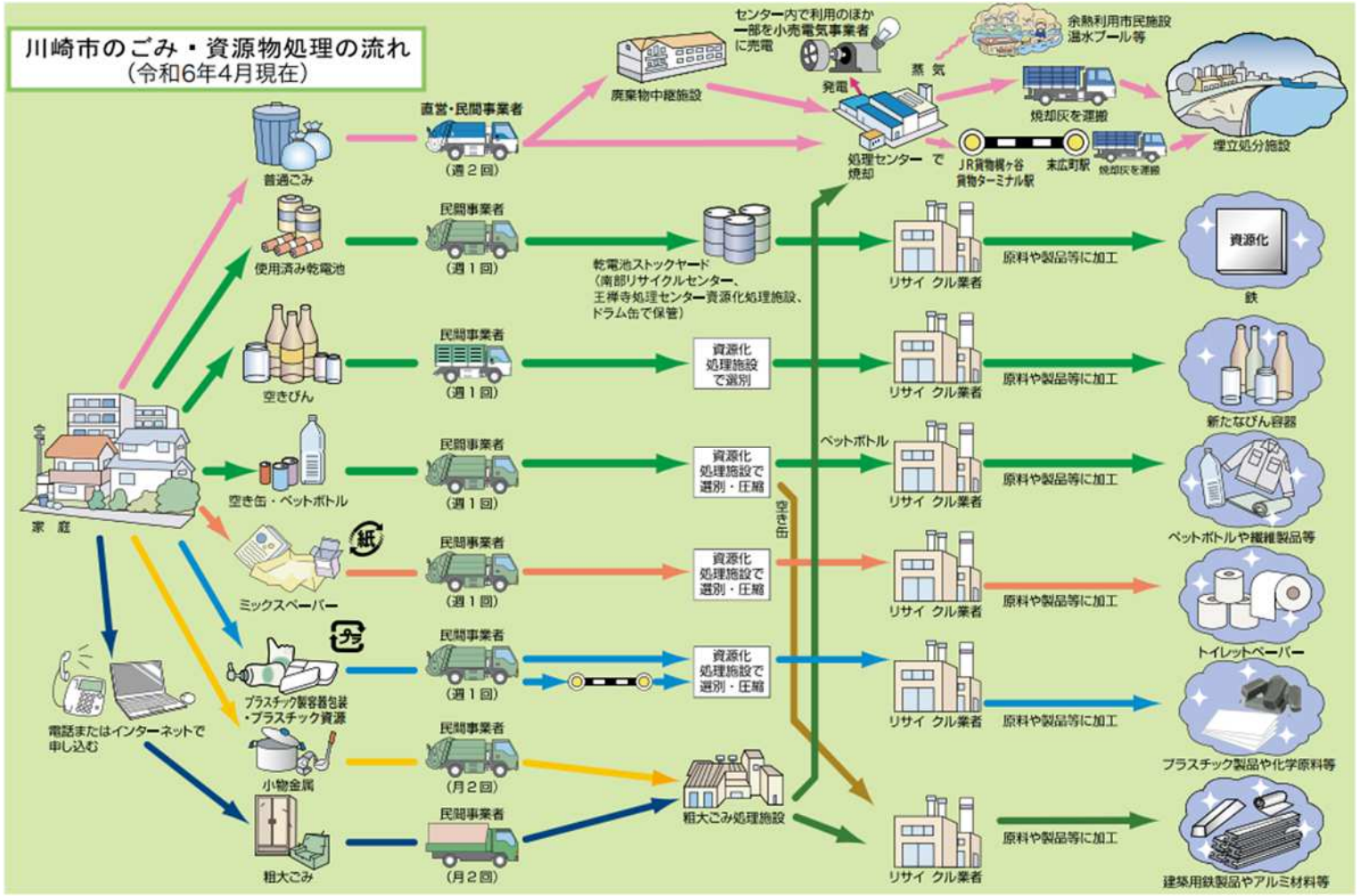

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物

資源集団回収及び拠点回収

○資源集団回収（民間）　登録団体数：約1500、登録回収業者数：約80
回収場所　：約13,000か所以上（R5年度末時点）

・段ボールなどの古紙類等は、町内会・自治会・学校PTA・マンション管理組合等の実施団体と回収業者が協力し、資源集団回収を実施
（**回収品目：新聞、雑誌・本、段ボール、牛乳パック、古着・古布、リターナブルびん**）

○拠点回収（市）　31か所

・区役所、支所、出張所、生活環境事業所等で、小型家電や古着類等の拠点回収を実施
（**回収品目：小型家電、古着・古布などの布類、牛乳パック、インクカートリッジ**）

単位：t

家庭系　各回収量	2014	2020	2021	2022	2023	2014-2023	増減率
資源集団回収（紙類・布類・びん）	46,654	36,995	35,974	34,253	32,138	▲14,516	▲31%
拠点回収（小型家電・布類等）	142	95	120	120	134	▲8	▲5%

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物

本市の廃棄物処理関係施設の位置図

4生活環境事業所（収集事業所）、3処理センター（焼却場）で効果的・効率的な廃棄物処理体制を構築

※4か所の処理センターの敷地を活用し、3処理センターを稼働、1か所を休止・建替

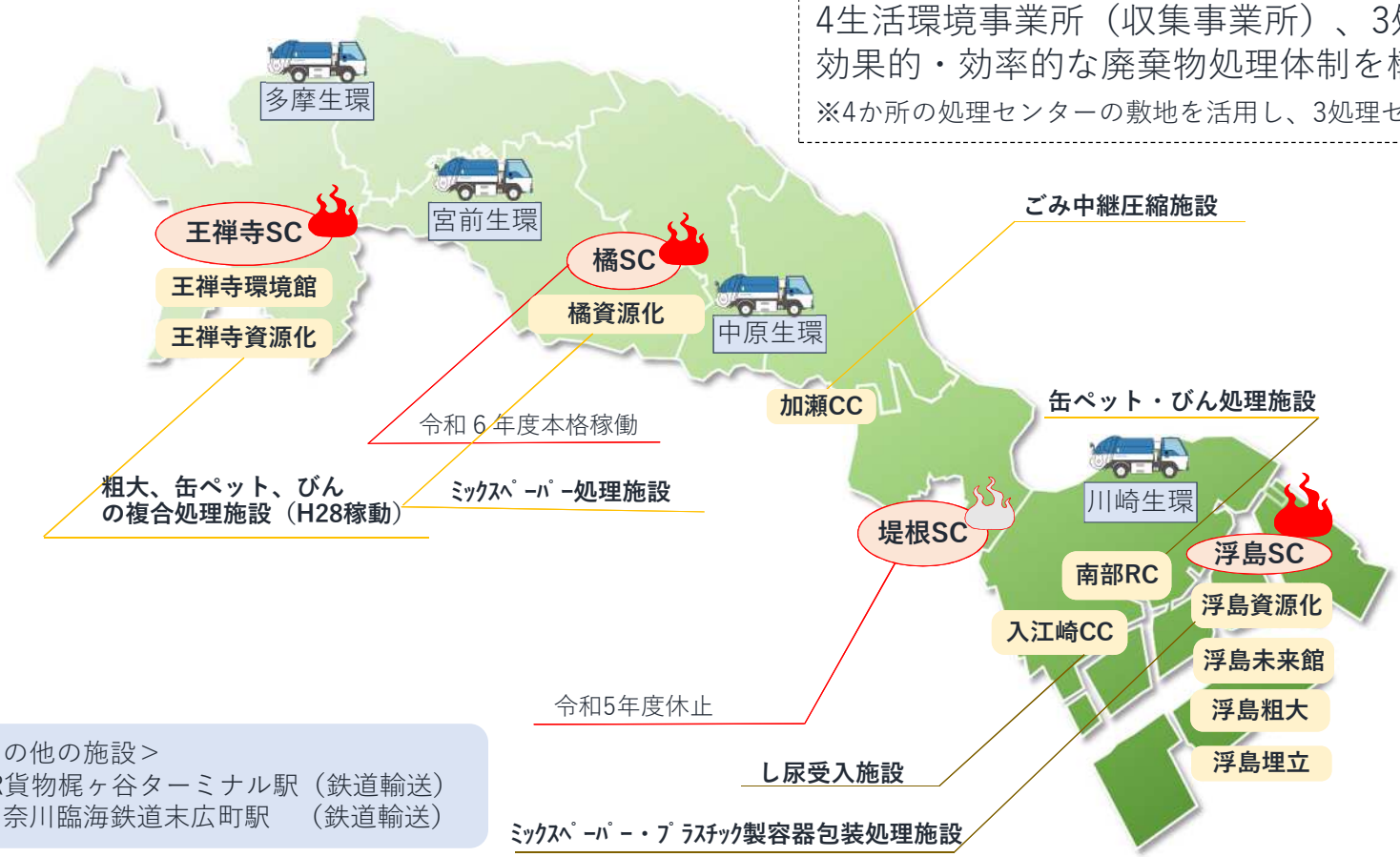

＜その他の施設＞
・JR貨物梶ヶ谷ターミナル駅（鉄道輸送）
・神奈川臨海鉄道末広町駅　（鉄道輸送）

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物

本市の廃棄物処理関係施設の位置図

北部地域から出たごみを南部地域に運ぶため、**浮島処理センターの竣工に合わせ、環境にやさしい輸送方法（鉄道輸送）を1995年度から開始**
施設の稼働状況に合わせ、現在は、プラ製容器包装等を南下

1995年度	2024年度
輸送品目（普通ごみ、粗大ごみ、焼却灰）	輸送品目(プラ製容器包装、焼却灰)

クリーンかわさき号

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物

本市の生活排水処理フロー及び関係施設

1　現在の生活排水処理フロー

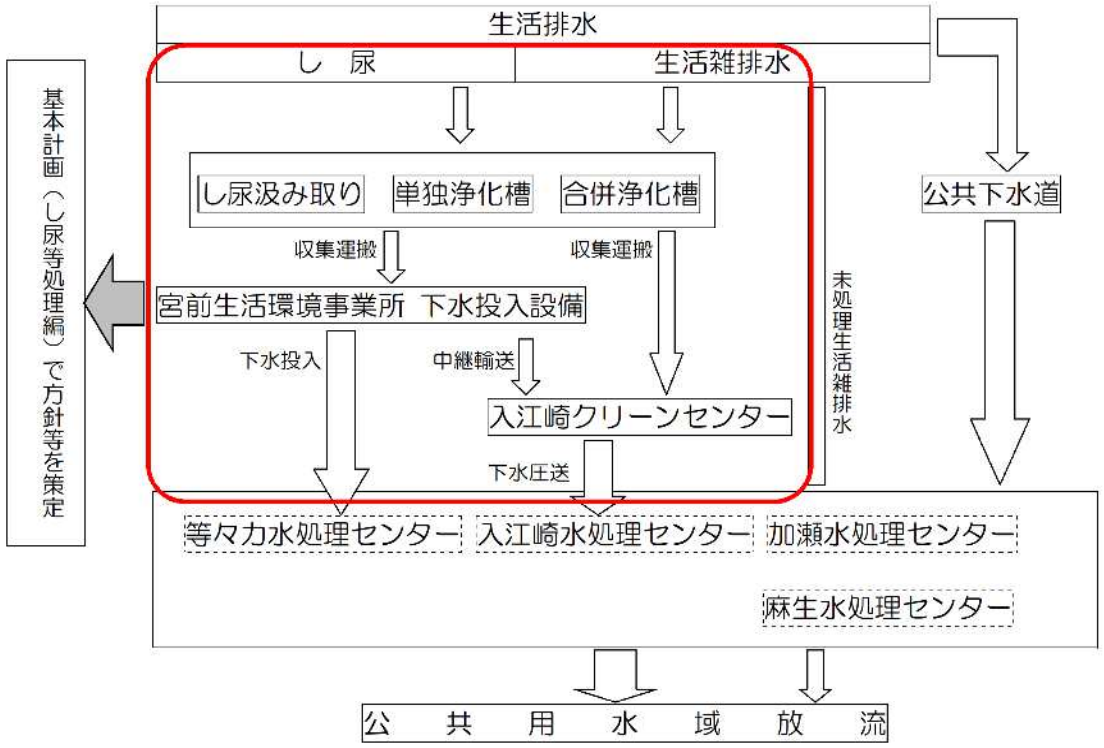

2　し尿・浄化槽関係施設

●し尿圧送施設

区分＼施設名	入江崎クリーンセンター
所在地	川崎市川崎区塩浜3-14-1
竣工年月	昭和51年11月
敷地面積	12,014.00㎡
建物延面積	2,327.05㎡
処理能力等	500kl／日（公称処理能力） ※希釈倍率　3倍

●し尿中継輸送・下水投入施設

区分＼施設名	宮前生活環境事業所
所在地	川崎市宮前区宮崎172
竣工年月	昭和63年3月
建物延面積	755.52㎡
処理能力等	し尿中継貯留槽（容量100kl） 下水道投入設備（100kl／日） ※希釈倍率　3倍

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物・産業廃棄物

川崎エコタウン

代表的なリサイクル施設等

1997年に川崎臨海部全体を対象に
環境と産業の調和したまちづくりを目指す
国内第１号のエコタウン地域認定

川崎バイオマス発電㈱（扇町）
【処理方法】国内初の都市型バイオマス発電
（木くずや廃材などを燃料として熱利用）

㈱YAMANAKA（浅野町）
【処理方法】廃自動車金属リサイクル等
（廃自動車の破砕・選別）
【処理能力】960t/日

㈱デイ・シイ（浅野町）
【処理方法】産廃を原料としたセメント製造等
（産廃等の焼成）
【処理能力】3300t/日

コアレックス三栄㈱（水江町）
【処理方法】難再生古紙リサイクル
（古紙の溶解・再生）
【処理能力】165t/日

川崎ゼロ・エミッション工業団地（水江町）
川崎エコタウンの先進的モデル施設として整備された工業団地（13社）
※コアレックス含む

㈱タケエイ（浮島）
【処理方法】建築系廃棄物リサイクル等
（混合廃棄物の破砕・選別）
【処理能力】912t/日

㈱クレハ環境ウェステックかながわ（千鳥町）
【処理方法】産廃中間処理施設・発電等
（産廃の焼却）
【処理能力】210t/日

JFEアーバンリサイクル㈱（水江町）
【処理方法】プラ、銅、アルミニウム等の回収
（廃家電の破砕・選別）
【処理能力】206t/日

出典：川崎エコタウンHP、施設許可情報より作成

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物・産業廃棄物

プラスチック資源の市域循環の取組

川崎臨海部の大規模プラスチックリサイクル拠点

・**ペットボトルリサイクル能力**
市内年間排出量の**約７倍**
・**プラ製容器包装のリサイクル能力**
市内年間排出量の**約14倍**

J&T環境㈱（水江町）
【処理方法】マテリアルリサイクル
（廃PETのフレーク化）
【処理能力】1.5万t/年

㈱Jサーキュラーシステム（水江町）※一部稼働
【処理方法】マテリアル・ケミカルリサイクル
（廃プラのフレーク化・コークス炉化学原料化）

JFEプラリソース㈱（水江町）
【処理方法】マテリアル・ケミカルリサイクル
（廃プラのペレット化・コークス炉化学原料化）
【処理能力】8.8万t/年

レゾナック㈱（扇町）
【処理方法】ケミカルリサイクル
（廃プラからのアンモニア・水素製造）
【処理能力】6.4万t/年

ペットリファインテクノロジー㈱（扇町）
【処理方法】ケミカルリサイクル
（廃PETのモノマー化）
【処理能力】2.0万t/年

出典：川崎市一般廃棄物処理基本計画第３期行動計画（R4.3）
JFE エンジニアリング株式会社、J&T 環境株式会社、
東日本旅客鉄道株式会社、株式会社 JR 東日本環境アクセス
プレスリリース資料(R6.1)より川崎市作成

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物・産業廃棄物

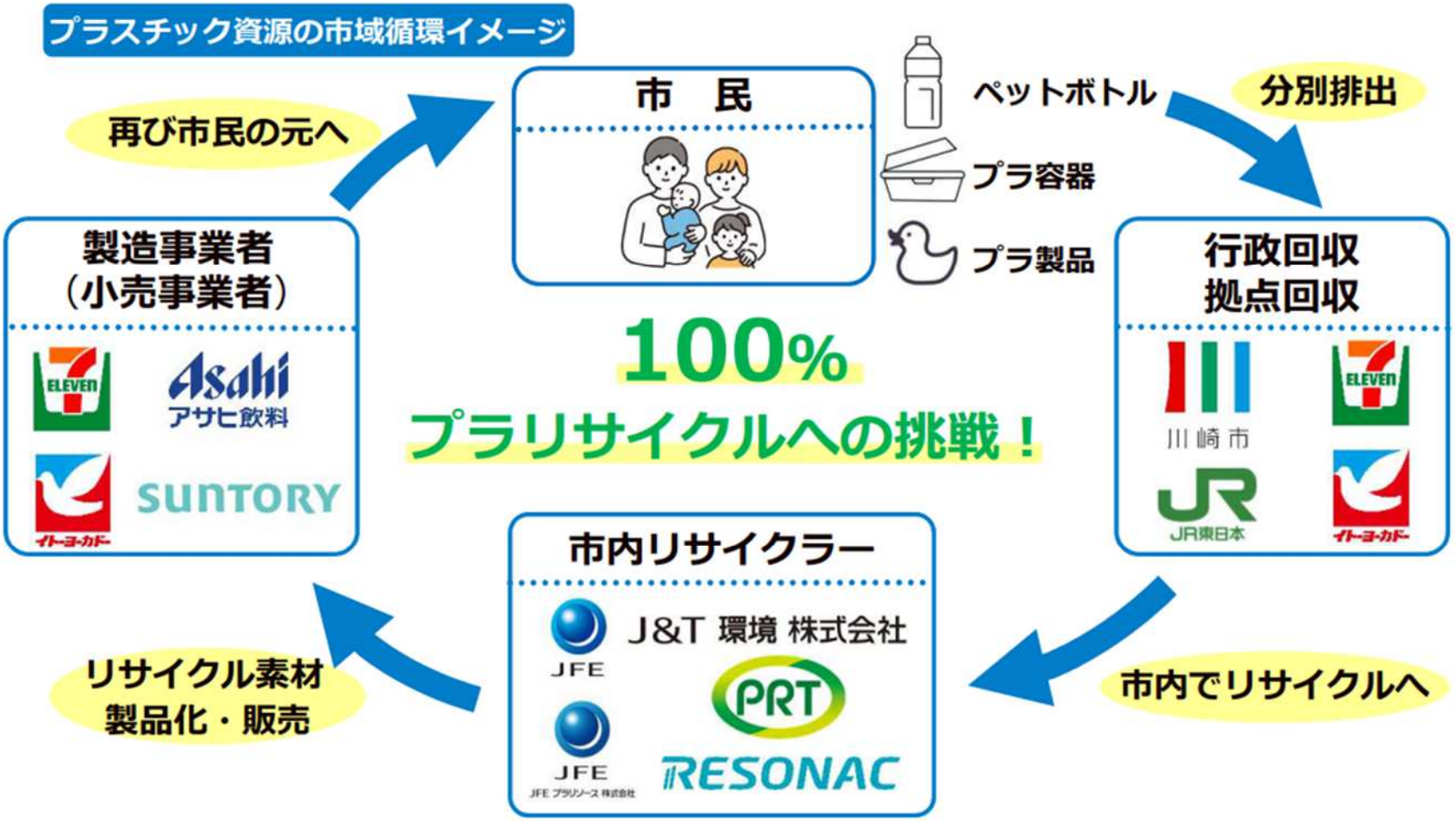

出典：令和5年度川崎市債説明会（R6.3）

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物

本市のリサイクルの歴史

1977年　**空き缶**分別収集開始

1991年　**空きびん**分別収集開始

1999年　**ペットボトル**の分別収集一部開始

2011年　**ミックスペーパー**の分別収集全市開始

プラスチック製容器包装の分別収集 一部開始

2013年　**プラスチック製容器包装**の分別収集　全市開始

小型家電の拠点回収開始

2024年　**プラスチック資源**の分別収集 一部開始

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物

各処理センターでの廃棄物発電状況（2023年度）

施設名 （発電容量）	処理能力 （t/日）	発電電力量 （kWh）	買電電力量 （kWh）	売電電力量 （kWh）	売電収入 （千円）
浮島処理センター （12,500kW： 2023.4～9月 6,700kW： 2024.1月～） ※10~12月は発電機取替工事のため発電なし	900t/日	24,660,288	4,643,704	14,562,385	344,400
橘処理センター （14,100kW）	600t/日	18,391,910	2,147,710	12,831,260	102,650
王禅寺処理センター （7,500kW）	450t/日	51,466,420	572,580	35,781,341	749,650
				合計	1,196,700

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物

市施設の種別・処理能力等

施設の種別	名称	処理能力等
ごみ焼却施設	浮島処理センター	900ｔ／日（300×3）
	堤根処理センター	※2024年度から休止中
	橘処理センター	600ｔ／日（200×3）
	王禅寺処理センター	450ｔ／日（150×3）
資源化処理施設	浮島処理センター資源化処理施設	ミックスペーパー、プラスチック製容器包装
	浮島処理センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ
	南部リサイクルセンター	空き缶・ペットボトル、瓶
	橘処理センター資源化処理施設	ミックスペーパー
	王禅寺処理センター資源化処理施設	空き缶・ペットボトル、瓶、粗大ごみ
最終処分場	浮島埋立事業所	2,673,500ｍ^3（埋立容量）
収集事業所	生活環境事業所（4か所）	川崎生活環境事業所（川崎区） 中原生活環境事業所（幸・中原区） 宮前生活環境事業所（高津・宮前区） 多摩生活環境事業所（多摩・麻生区）

・市内に**4つある焼却処理施設**のうち、１か所は休止・建替えを行い、残りの**3か所を稼働**。
・2024年４月から橘処理センター、資源化処理施設を本格稼働（現在、堤根処理センターを休止）。
・**2024年4月**から浮島資源化処理施設で**プラスチック資源を処理**(川崎区分)。

橘処理センター

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　一般廃棄物

一般廃棄物処理業許可業者数

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一般廃棄物収集運搬業	114	113	118	113	115
一般廃棄物処分業	2	2	2	2	1
合計	**116**	**115**	**120**	**115**	**116**

（各年度３月末時点の許可業者数）

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　産業廃棄物

産業廃棄物処理業許可業者数

許可項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
産業廃棄物収集運搬業	116	102	95	95	91
産業廃棄物処分業	70	71	72	70	70
特別管理産業廃棄物収集運搬業	18	18	16	16	15
特別管理産業廃棄物処分業	8	8	7	7	6
合計	**212**	**199**	**190**	**188**	**182**

（各年度３月末時点の許可業者数）

※特別管理産業廃棄物とは
　産業廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状のもの

（3）廃棄物処理体制（ごみ、し尿）　産業廃棄物

産業廃棄物処理施設数

施設の区分	施設数
汚泥の脱水施設	44
汚泥の乾燥施設	4
汚泥の焼却施設	10
廃油の油水分離施設	2
廃油の焼却施設	13
廃酸又は廃アルカリの中和施設	5

施設の区分	施設数
廃プラスチック類の破砕施設	26
廃プラスチック類の焼却施設	9
木くず又はがれき類の破砕施設	44
廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ処理物の分解施設	0
ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物の洗浄施設又は分離施設	0
産業廃棄物の焼却施設	15

計　172施設

（2022年度末時点）

（4）ごみ組成　一般廃棄物

廃プラスチック類・繊維の組成率の推移（乾ベース）

年度	焼却ごみの中の廃プラの割合（%）	焼却ごみの中の繊維の割合（%）	水分率（%）
2014	22.2	**7.4**	41.7
2015	22.5	8.8	41.6
2016	22.0	8.6	42.1
2017	22.6	8.8	41.9
2018	23.7	9.3	40.8
2019	23.6	9.4	39.9
2020	23.4	10.6	40.1
2021	22.8	11.1	39.9
2022	23.4	11.3	40.6
2023	23.7	10.1	40.7

（4）ごみ組成　一般廃棄物

家庭系焼却ごみの組成（市の焼却施設）※粗大可燃分・一時多量ごみ除く

・焼却ごみ中の**厨芥類の割合**は減少傾向ではあるが、依然、**全体の1/4**を占めている
・**ミックスペーパー**や**プラ製容器包装対象**のものが**２割**占めており、焼却量削減の余地がある

2014年度家庭系焼却ごみ
組成調査結果

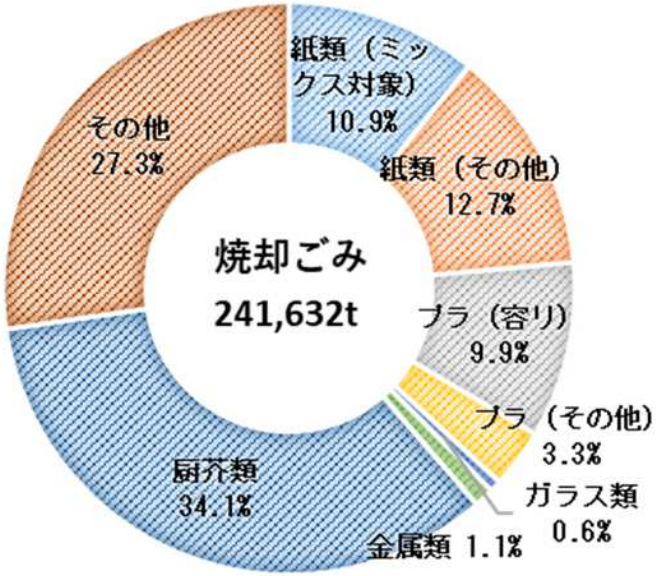

2023年度家庭系焼却ごみ
組成調査結果

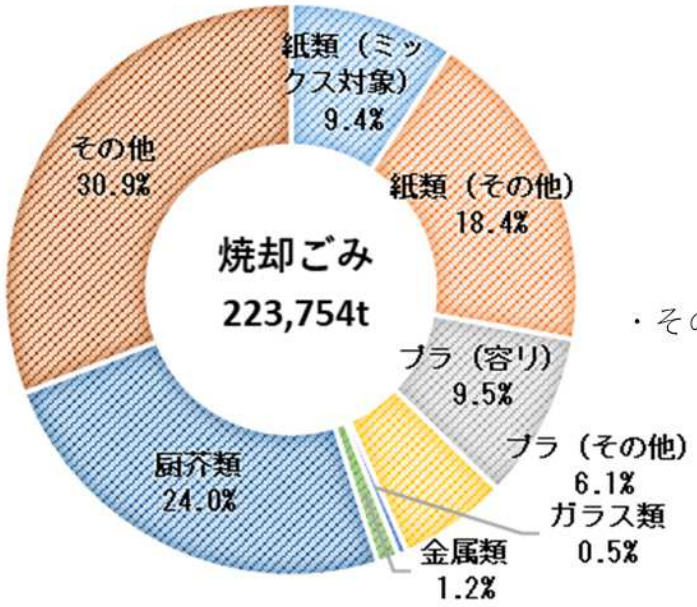

・その他：可燃、不燃ごみ、草木類、繊維類、紙おむつ等

（４）ごみ組成　一般廃棄物

事業系焼却ごみの組成（市の焼却施設）

・焼却ごみ中の**紙類の割合**は減少傾向ではあるが、依然、**全体の４割**を占めている
　また、**厨芥類が2割**、**プラスチック類が１割**占めている

2014年度事業系焼却ごみ
組成調査結果

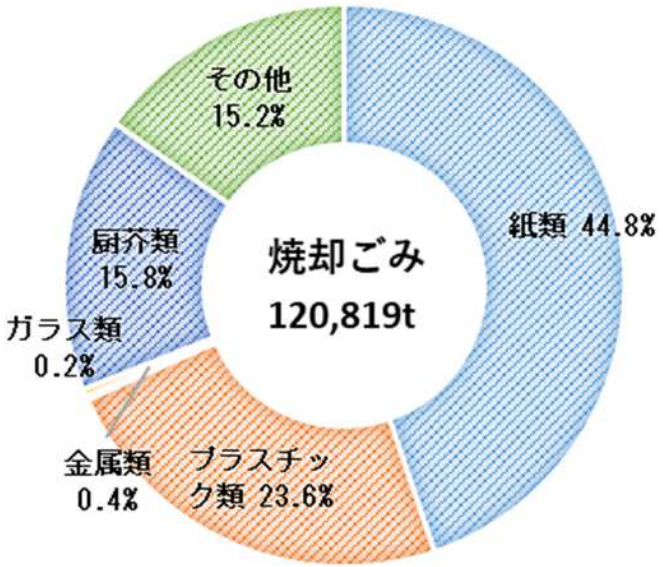

2023年度事業系焼却ごみ
組成調査結果

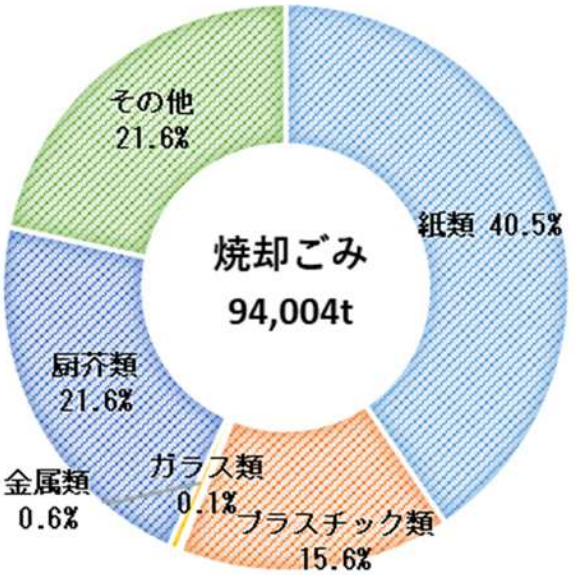

・その他：紙おむつ
　繊維類、草木類等

（５）埋立処分場の状況　一般廃棄物

焼却量と埋立量の推移

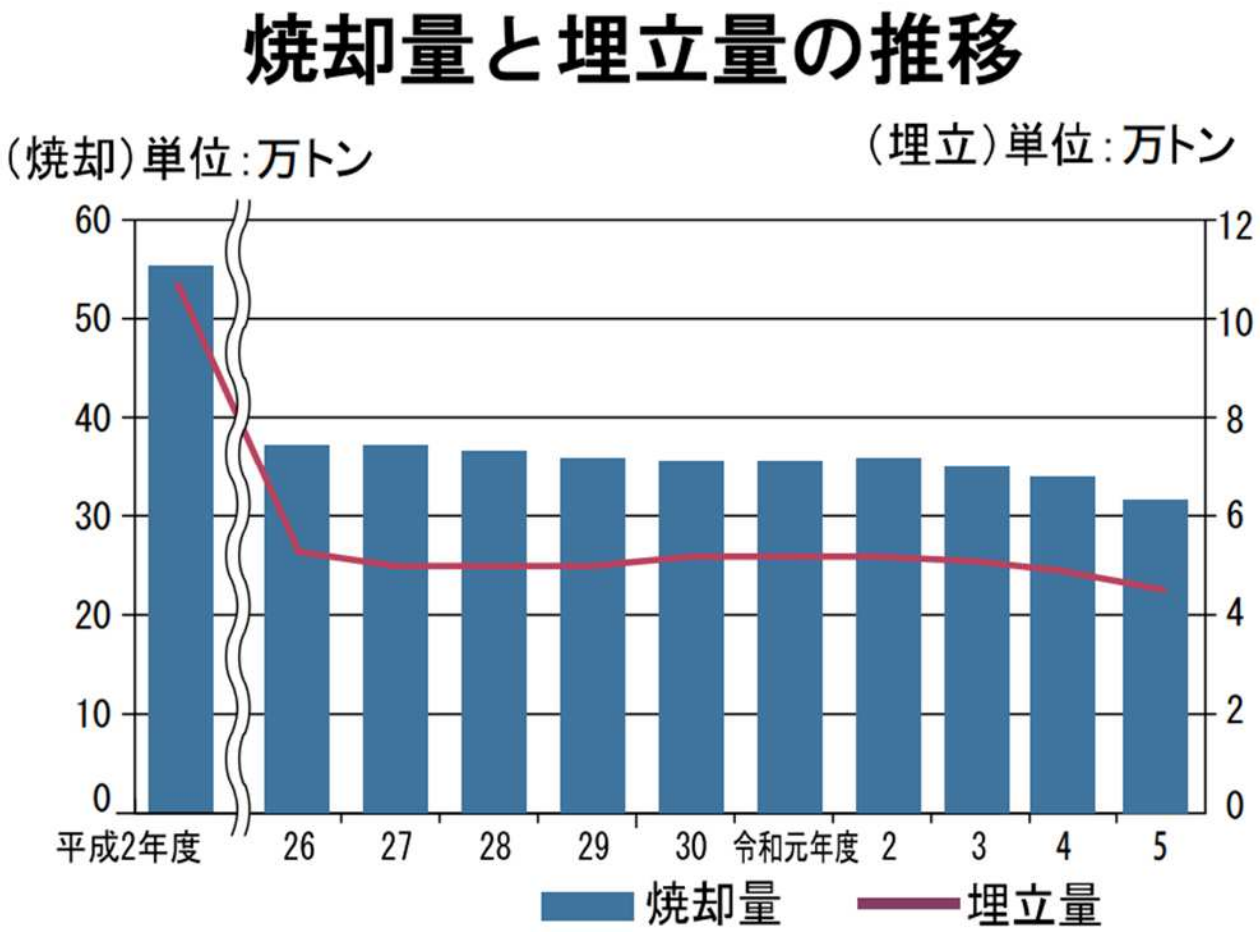

（5）埋立処分場の状況　一般廃棄物

埋立量残余容量

ごみの焼却灰の埋立量は減少し、現在使用している浮島２期廃棄物埋立処分場は、おおむね 30年後の 2053年度まで延命

	浮島１期地区	
	管理型	安定型
受入容量	2,722千m3	12,356千m3
受入期間	1978年～1996年	

	浮島２期地区	
	埋立完了時期	
	管理型	安定型
計画当初	2006年度	2006年度
現在	2053年度	2046年度

図　浮島地区における埋立状況

出典：川崎港長期構想(R5.9)

（6）ごみ処理費用の状況　一般廃棄物

ごみ処理費用の推移

資源物やごみ収集運搬業務、また廃棄物処理施設の委託など民間事業者の活用等により、効果的・効率的な廃棄物処理体制を構築してきました。一方で、人件費や資機材の高騰等の外的要因により直近５か年のごみ処理費用は140億円前後で推移。

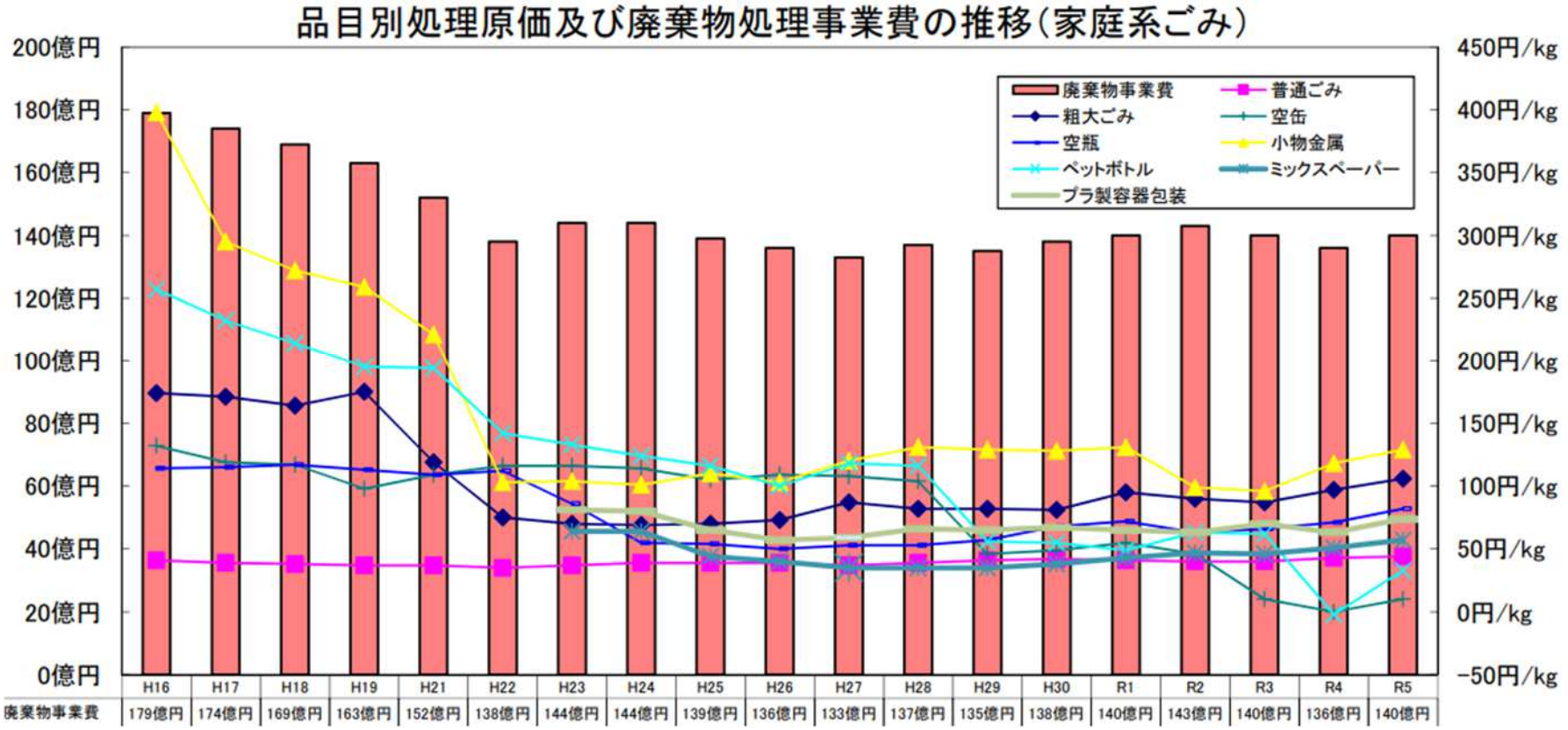

（6）ごみ処理費用の状況　一般廃棄物

ごみ処理原価（2023年度）

区　分		収集・運搬に係る経費（千円）	処理・処分に係る経費（千円）	管　理に係る経費（千円）	経費合計（千円）	処理量（t）	1tあたりの経費（円）
合　計		8,313,000	5,082,953	644,756	14,040,709	283,829	49,469
内訳	普通ごみ収集	5,240,992	4,250,401	368,568	9,859,961	223,754	44,066
	粗大ごみ収集	543,269	516,542	135,045	1,194,855	11,304	105,702
	空き缶分別収集	319,014	▲272,176	23,557	70,395	7,197	9,781
	空き瓶分別収集	450,844	331,255	28,673	810,773	9,894	81,946
	小物金属収集	253,170	86,009	15,403	354,581	2,749	128,986
	ペットボトル収集	244,989	▲82,028	17,548	180,509	5,527	32,659
	ミックスペーパー収集	422,325	82,155	19,370	523,851	9,268	56,523
	プラ製容器包装収集	838,397	170,795	36,592	1,045,784	14,136	73,980

※ごみ収集車両の購入や処理施設の建設等に係る経費は、単年度ではなく複数年に渡る支出として計算（減価償却）。
※処理・処分に係る経費については、中間処理・最終処分・資源化に係る経費から収益を控除した金額を計上。
※2023年度は、空き缶、ペットボトルの売却による収益が大きかったため、経費が計算上、マイナスとなっている。
※合計については四捨五入の関係で一致しない場合がある。

（6）ごみ処理費用の状況　一般廃棄物

ごみ処理原価（2023年度）

1世帯あたりの経費	18,179円

※世帯数（令和5年10月1日現在）772,375世帯

1人あたりの経費	9,084円

※人口（令和5年10月1日現在）1,545,604人

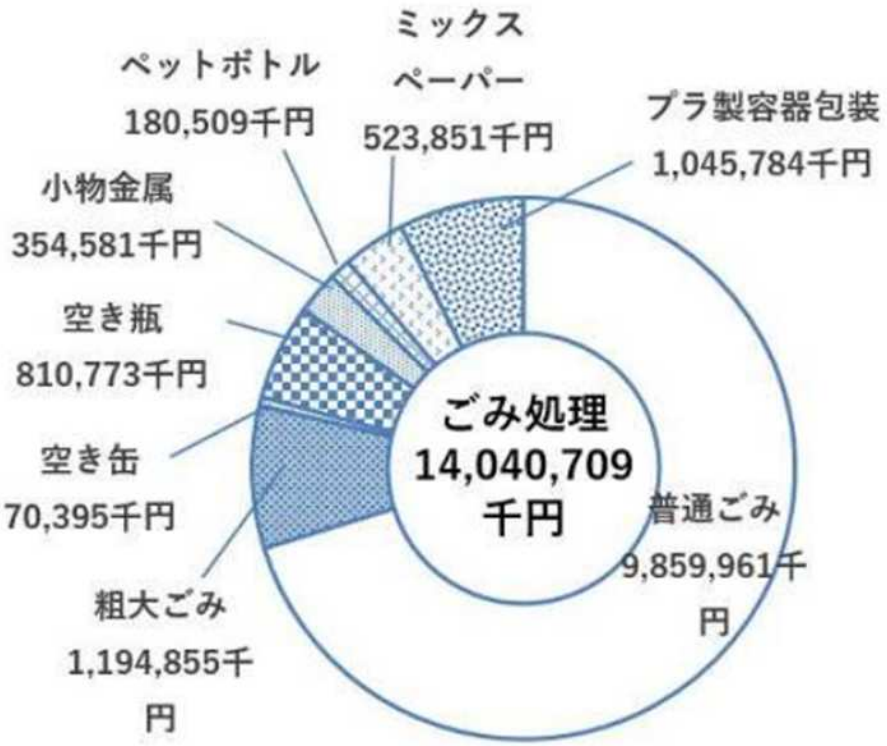

（6）ごみ処理費用の状況

し尿処理原価（2023年度）

区　分		収集・運搬に係る経費（千円）	処理・処分に係る経費（千円）	管　理に係る経費（千円）	経費合計（千円）	処理量（KL）	1KL あたりの経費（円）
合　計		653,629	169,191	27,454	850,274	39,239	21,669
内訳	し尿収集	281,943	32,028	10,476	324,447	6,898	47,035
	浄化槽清掃	371,686	137,162	16,978	525,827	32,341	16,259

※合計については四捨五入の関係で一致しない場合がある。

（6）ごみ処理費用の状況　一般廃棄物

政令市における事業系一般廃棄物処理手数料（2024年4月時点各都市HP調べ）

都市名	処理手数料
札幌市	20円/kg
仙台市	15円/kg
さいたま市	24円/kg
千葉市	27円/kg
横浜市	13円/kg
川崎市	15円/kg
相模原市	25円/kg
新潟市	13円/kg
静岡市	11円/kg
浜松市	12.5円/kg

都市名	処理手数料
名古屋市	20円/kg
京都市	10円/kg
大阪市	9円/kg
堺市	17円/kg
神戸市	8円/kg
岡山市	18円/kg
広島市	10.1円/kg
北九州市	10円/kg
福岡市	14円/kg
熊本市	15円/kg

（7）廃棄物に関連する本市の行政計画等

川崎市総合計画（2016年３月）

今後３０年程度を展望した基本構想の中に５つの基本政策を設定「市民生活を豊かにする環境づくり」において、次のように定めている

「**地球温暖化や資源・エネルギー問題**など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、**市民、事業者などと協働**しながら、**地球や地域の環境保全**を進め、**健康で快適に暮らし**続けることができる**持続可能なまちづくり**を進めます。また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を作り出すとともに、多くの市民にとって母なる川ともいえる多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合せてつくりだしていきます。」

（7）廃棄物に関連する本市の行政計画等

川崎市環境基本計画（2021年３月改定）

川崎市環境基本計画の策定以降、分野ごとの個別計画が充実してきており、環境施策の推進にあたっては、個別計画との関係に留意する必要が生じている。また、環境・経済・社会の複合的な課題や、地球規模の環境の危機状況等を踏まえ、国は、「第五次環境基本計画」を平成30年4月に閣議決定するなど、環境行政を取り巻く社会状況は大きく変化
このような状況を踏まえ、川崎市環境基本計画を改定

計画の柱は、「脱炭素化」「自然共生」
「大気や水などの環境保全」「資源循環」

（7）廃棄物に関連する本市の行政計画等

川崎市プラスチック資源循環への対応方針（2020年11月策定）

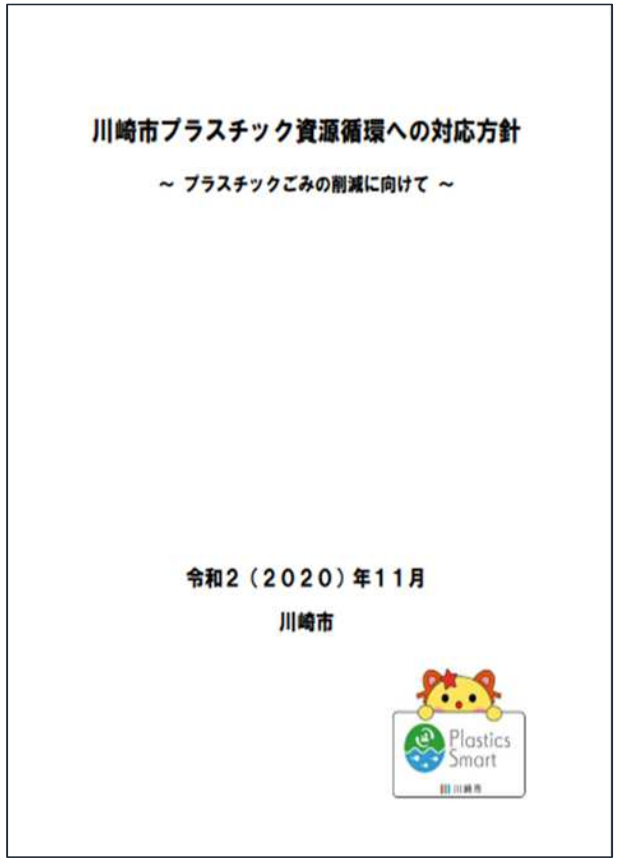

廃棄物の減量化・資源化について、川崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき取組を推進しているが、近年プラスチックごみ等による海洋汚染問題やプラスチックごみの焼却処理に伴う温室効果ガスの排出などが課題となっている

こうした背景を踏まえ、プラスチックごみを取り巻くこれらの課題に総合的かつ迅速に取組むため、「基本的な考え方」や「対応の方向性」、「当面の取組」などについて取りまとめ、プラスチック資源循環の取組を今まで以上に加速するため、『川崎市プラスチック資源循環への対応方針』を策定

（7）廃棄物に関連する本市の行政計画等

川崎市地球温暖化対策推進基本計画（2022年3月改定）

令和2年11月に、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、脱炭素化の取組を進めてきたが、脱炭素戦略及び国内外の急激な社会変化等を踏まえ、川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定

基本的方向の１つに「**脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち**」を掲げており、資源循環の取組を推進（2Rに重点）、**廃棄物の適正処理、プラスチック資源循環、バイオマス資源の活用促進、廃棄物発電など熱エネルギーの最大限活用**の取組を進めていくとしている

（7）廃棄物に関連する本市の行政計画等

川崎市地球温暖化対策推進基本計画における目指す2050年のまちの姿

2050年までに市域の温室効果ガス排出量の**実質ゼロ**を目指す

2030年度に市域全体で**▲50%**以上削減（2013年度比）
民生系 **▲45%**以上削減（2013年度比） 民生家庭・民生業務
産業系 **▲50%**以上削減（2013年度比） 産業・ｴﾈﾙｷﾞｰ転換・工業ﾌﾟﾛｾｽ
市役所 **▲50%**以上削減（2013年度比） 市公共施設全体

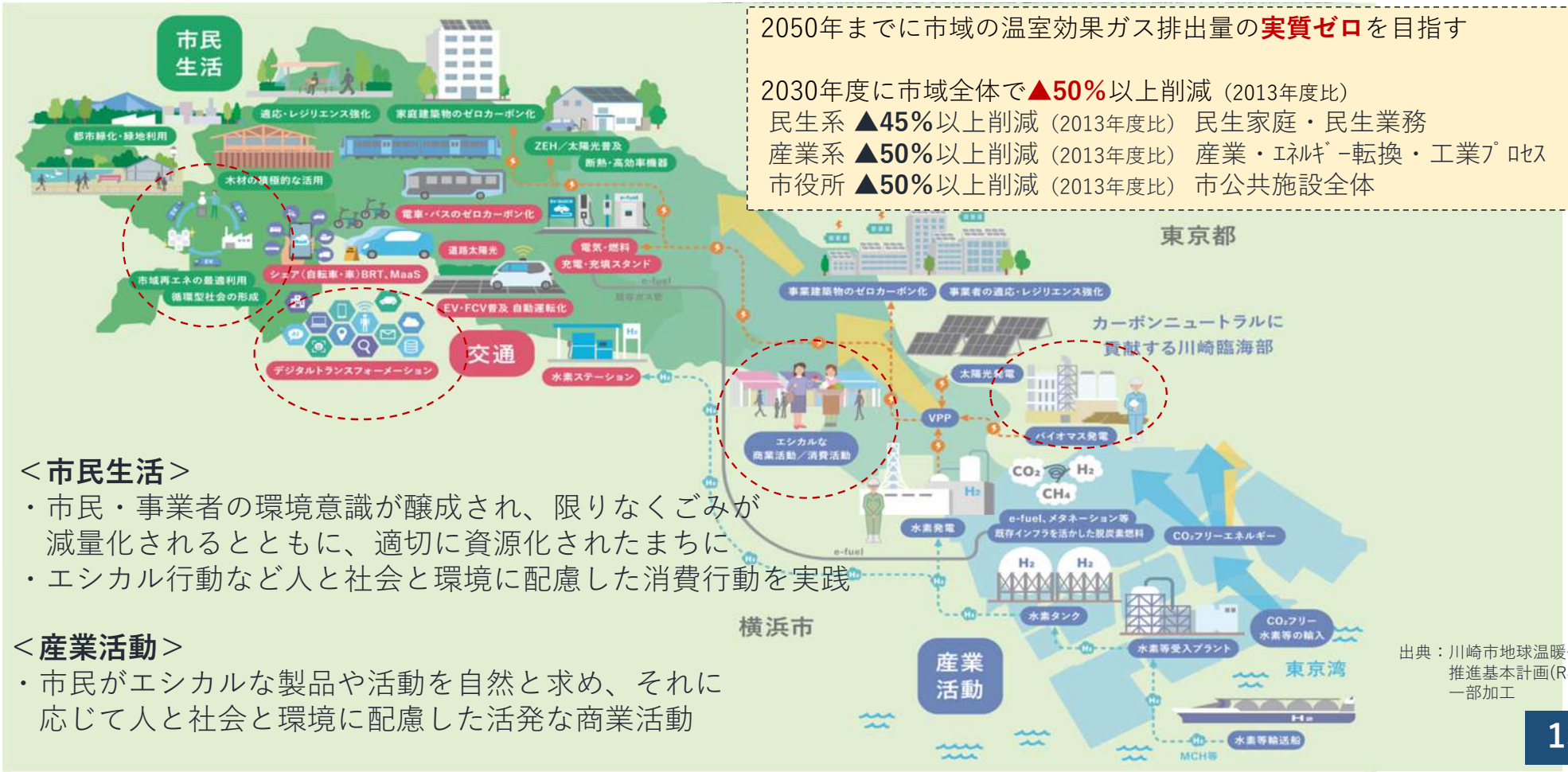

＜市民生活＞
・市民・事業者の環境意識が醸成され、限りなくごみが減量化されるとともに、適切に資源化されたまちに
・エシカル行動など人と社会と環境に配慮した消費行動を実践

＜産業活動＞
・市民がエシカルな製品や活動を自然と求め、それに応じて人と社会と環境に配慮した活発な商業活動

出典：川崎市地球温暖化対策推進基本計画(R4.3)
一部加工

（7）廃棄物に関連する本市の行政計画等

川崎カーボンニュートラルコンビナート構想（令和４年３月）川崎市

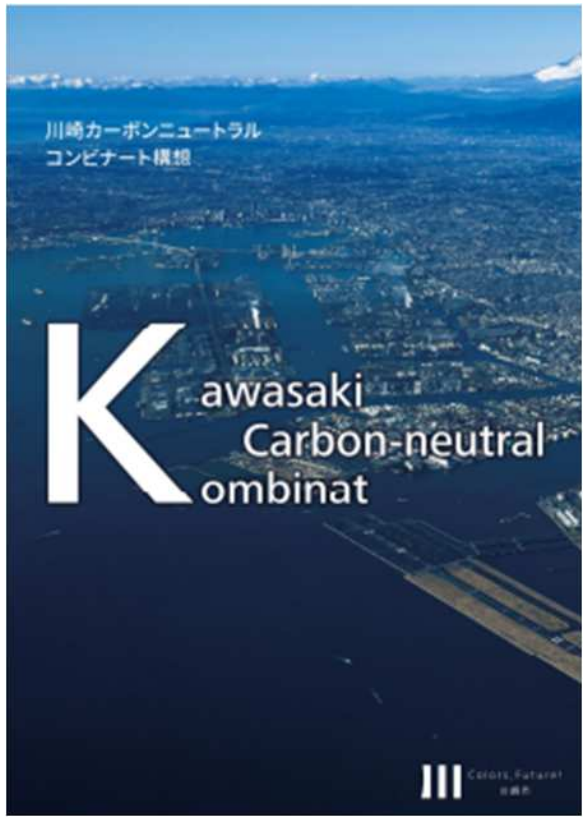

世界的な脱炭素化に向けた動きを受け、我が国においてもグリーン成長戦略の策定など、カーボンニュートラル化の潮流が加速。

我が国が2050年のカーボンニュートラル社会実現を目指す中で、川崎臨海部が社会経済状況の変化や社会的要請に適切に対応し、日本のカーボンニュートラル化を牽引するモデル地域になるとともに、2050年以降も企業等に選ばれ続け、産業競争力のあるコンビナートであり続けるよう、あるべき将来像とその実現に向けた戦略を示すため、「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を策定。

2050年の川崎臨海部のイメージの１つとして、「**炭素循環型コンビナート形成**」を掲げており、**首都圏の廃プラスチックや臨海部内外のCO2などの再資源化可能な炭素資源から素材・製品等を製造**するとしている。

（7）廃棄物に関連する本市の行政計画等

川崎カーボンニュートラルコンビナート構想（令和４年３月）川崎市

川崎臨海部は、首都圏に位置し、都市鉱山ともいわれる**廃棄物を豊富に入手できる立地環境**にあり、**資源循環の拠点となるポテンシャル**が非常に高い場所

2050 年においては、**首都圏の廃プラスチックや臨海部内外の CO_2などの再資源化可能な炭素資源から 素材・製品等を製造する、炭素循環型コンビナートを目指す**

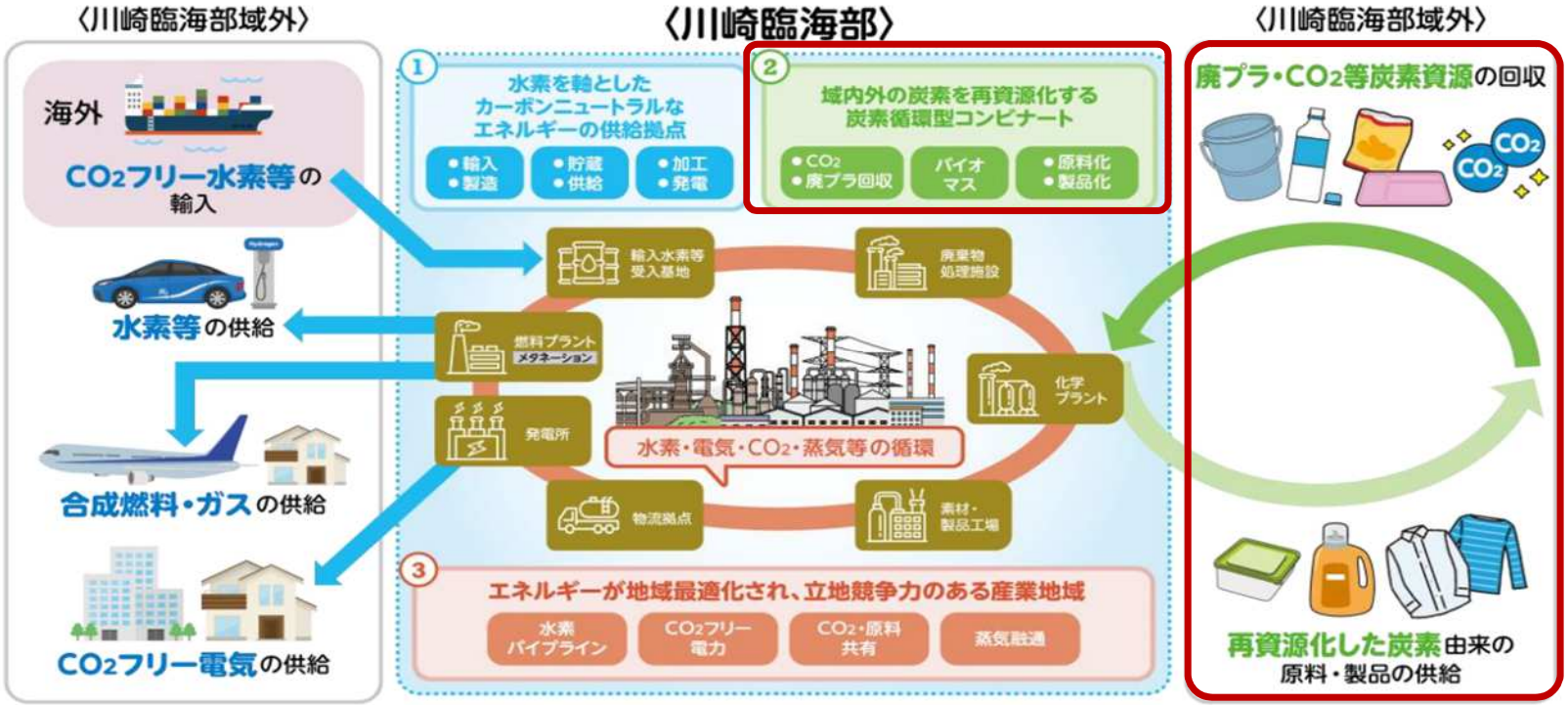

2050年の川崎臨海部のイメージ図

出典：川崎カーボンニュートラルコンビナート構想推進基本計画(R4.3)

（7）廃棄物に関連する本市の行政計画等

廃棄物処理施設における脱炭素化

＜国の考え方＞

廃棄物の発生を抑制するとともに資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、**焼却せざるを得ない廃棄物については、エネルギー回収とＣＣＵＳによる炭素回収・利用を徹底**し、**2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロ**にすることを**目指すシナリオ**※

※　廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）環境省（R3.8月公表）

＜本市では以下を現在検討中（廃棄物処理施設の中長期的な整備構想＞

Step1（2024年～）	**既存施設の浮島処理センター CO_2分離回収試験・CCUS検証**
Step2（2035年度頃～）	**堤根処理センター CO_2分離回収(少量) 設備実装・CCUS検証**
Step3（2045年度頃～）	**新たな浮島処理センターでCN実現に向けたCCUSの取組**

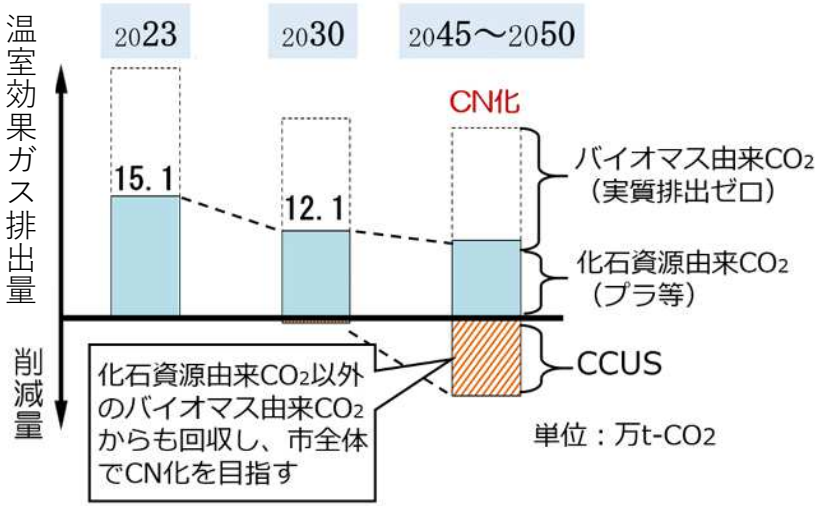

温室効果ガス排出量削減に向けたCO_2回収イメージ

出典：廃棄物処理施設の中長期的な整備構想（R7.3）一部加工

（8）市民アンケート調査（川崎市総合計画）

川崎市総合計画に関する市民アンケート調査①　※２年に１回実施

＜実施概要＞

1 実施日　令和６年２月
2 対象者　川崎市在住の満 18 歳以上の男女個人 3,000 人
3 回答数　1,228 件

あなたは、ごみの分別や資源のリサイクルなど、ごみを減らす取組を行っていますか。

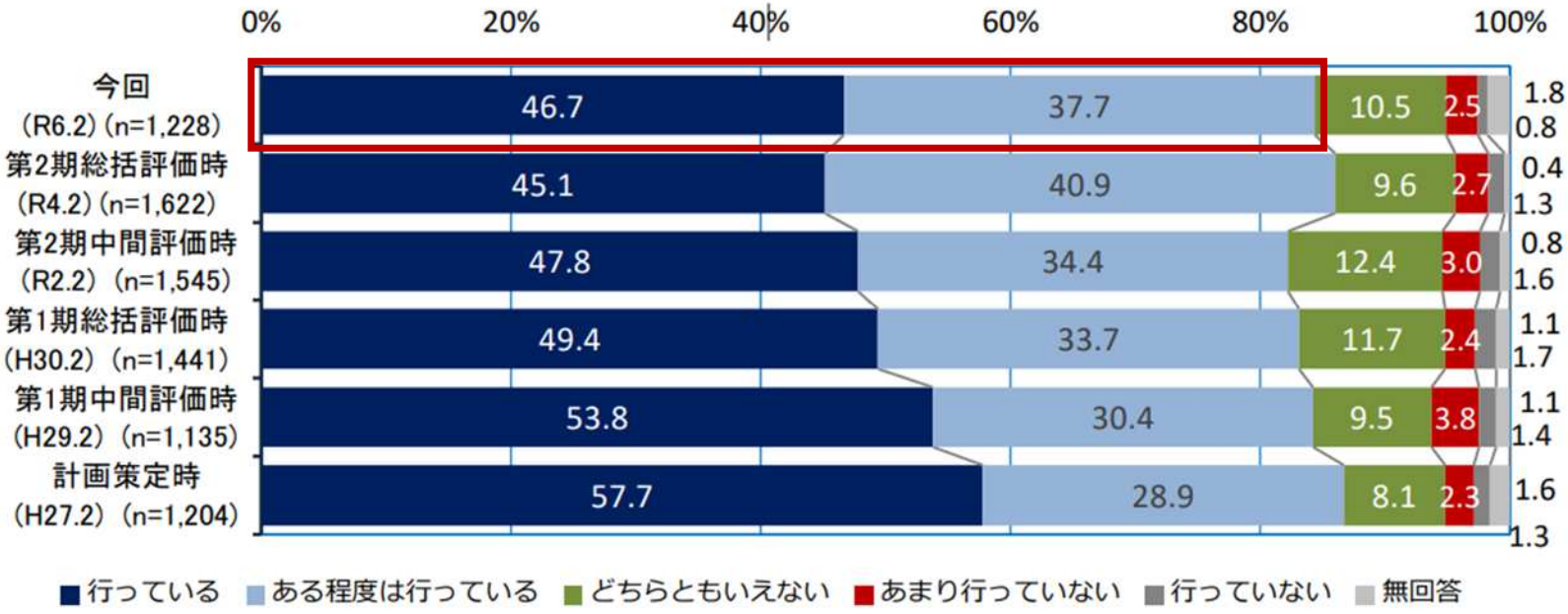

←ごみを減らす取組は８割以上が実施

出典：令和５年度川崎市総合計画に関する市民アンケート調査報告書（R6.8）

（8）市民アンケート調査（川崎市総合計画）

川崎市総合計画に関する市民アンケート調査②

※２年に１回実施

▼積極的回答はごみを減らす取組が全29項目中、１位

各設問の積極的・消極的回答の割合（積極的回答の多い順）

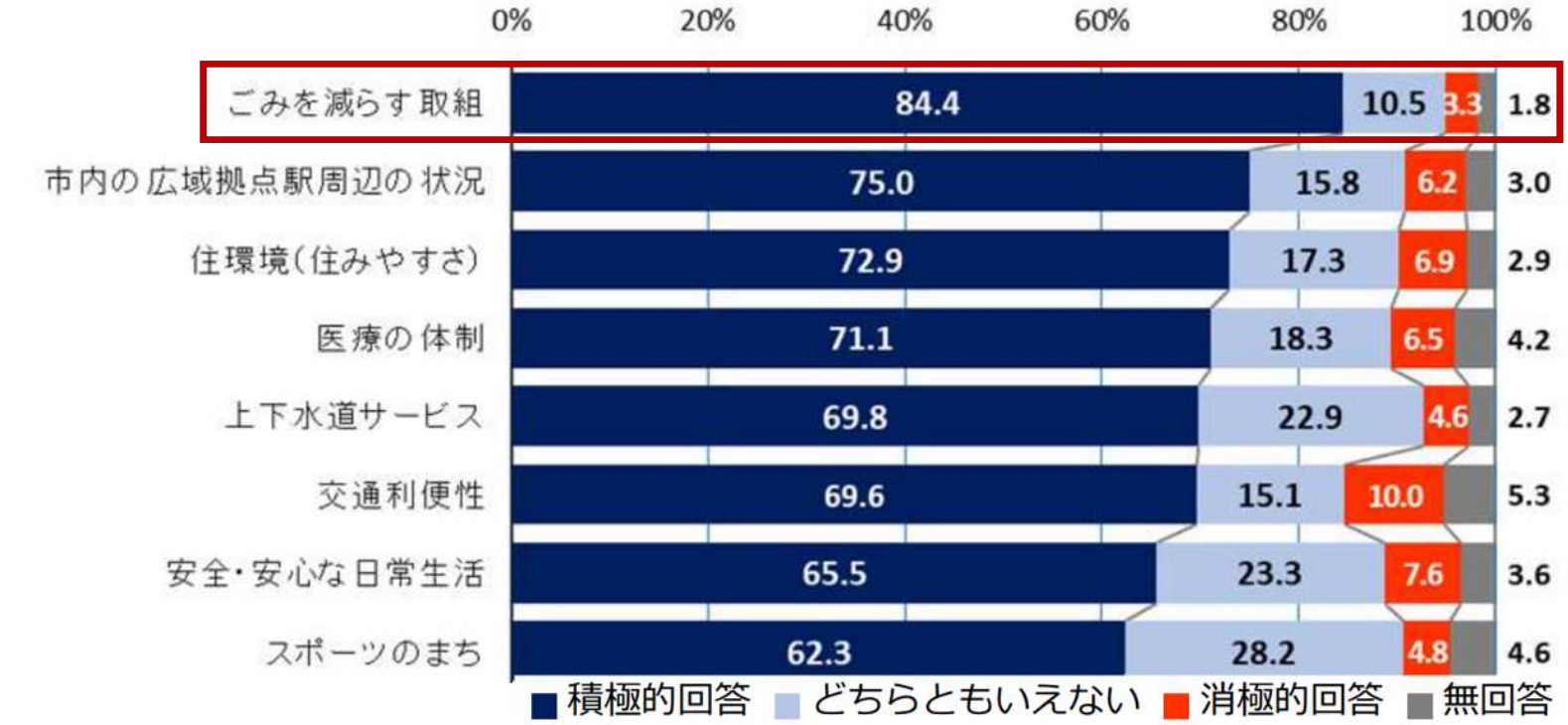

積極的回答：そう思う、ある程度そう思う　中間的回答：どちらともいえない
消極的回答：あまりそう思わない、思わない

出典：令和5年度川崎市総合計画に関する市民アンケート調査報告書（R6.8）

（8）市民アンケート調査（川崎市総合計画）

川崎市総合計画に関する市民アンケート調査③　※２年に１回実施

○ごみを減らす取組について（属性別）

▼年齢が高いほど、取り組んでいる

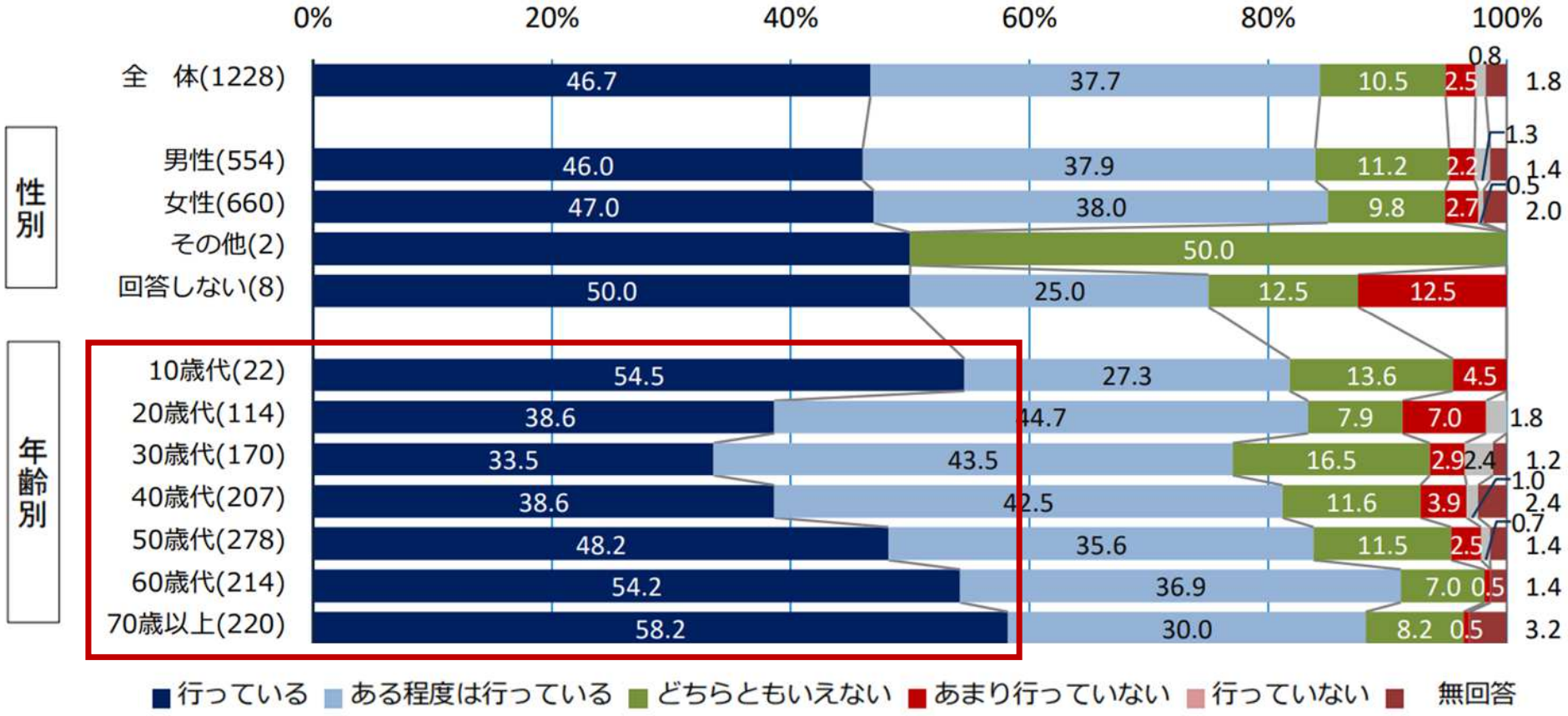

出典：令和5年度川崎市総合計画に関する市民アンケート調査報告書（R6.8）

（8）市民アンケート調査（川崎市総合計画）

川崎市総合計画に関する市民アンケート調査④　※２年に１回実施

○ごみを減らす取組の
　市の取組や支援について

▼『最も評価できると思うもの』は
「安定的な資源物･ごみ収集処理」が最も多くなっている

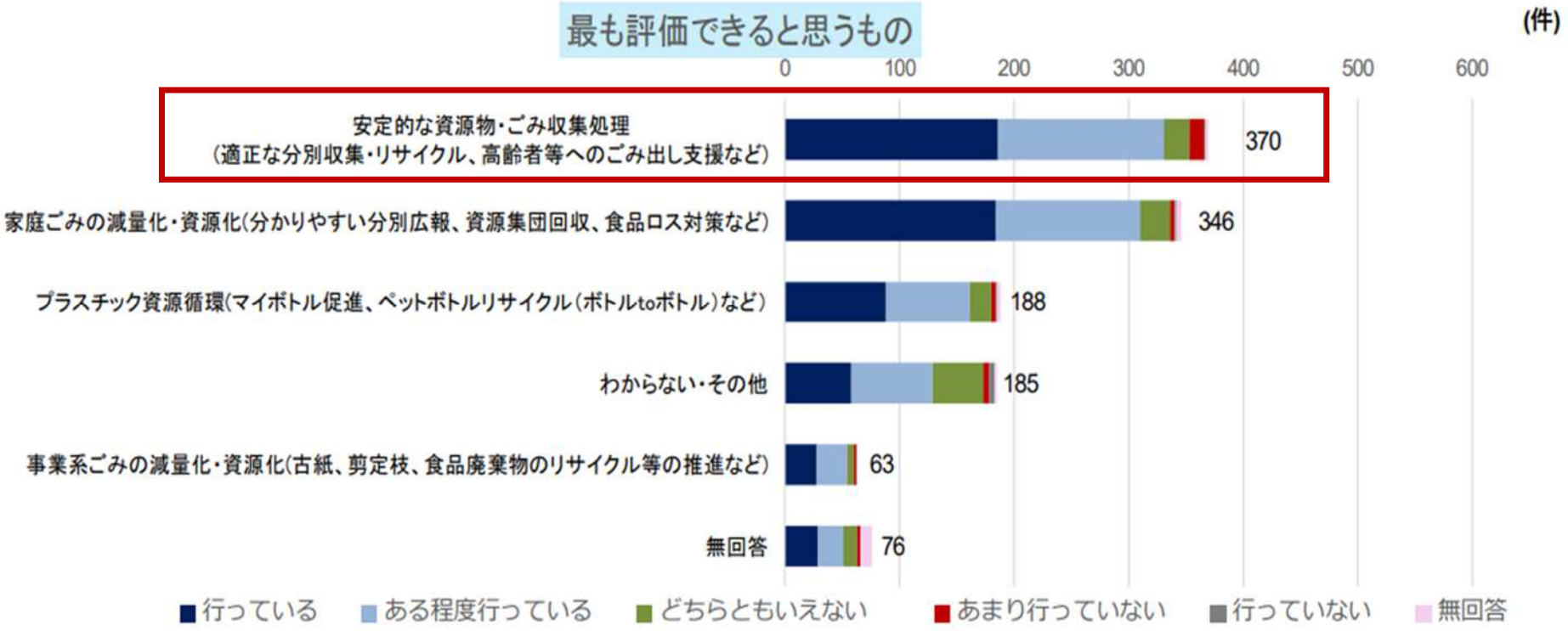

出典：令和5年度川崎市総合計画に関する市民アンケート調査報告書（R6.8）

（8）市民アンケート調査（川崎市総合計画）

川崎市総合計画に関する市民アンケート調査⑤　※２年に１回実施

○ごみを減らす取組の
　市の取組や支援について

▼『最も力を入れて欲しいと思うもの』は
「安定的な資源物･ごみ収集処理」が最も多くなっている

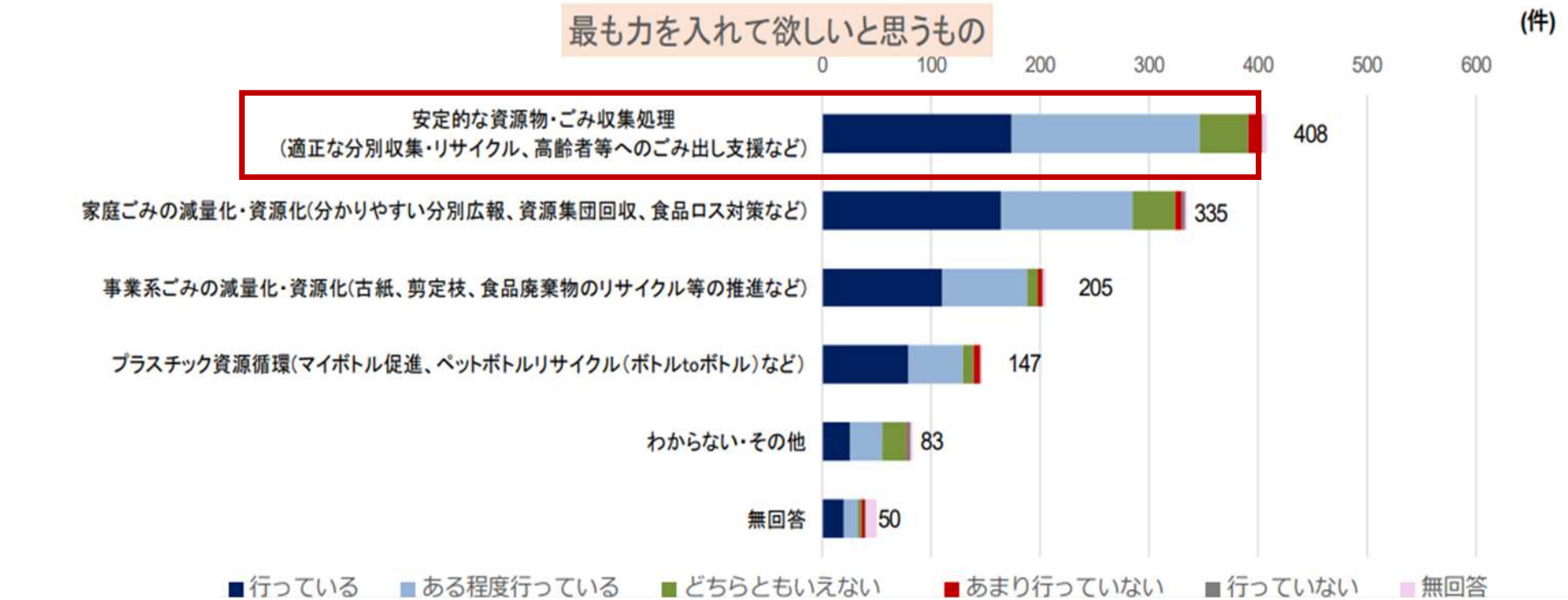

出典：令和5年度川崎市総合計画に関する市民アンケート調査報告書（R6.8）

4　国内外の動向等

（１）国の第六次環境基本計画の概要

国の第六次環境基本計画の基本的考え方

環境危機（「地球沸騰化」等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

目的

「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」、「人類の福祉への貢献」

ビジョン

「循環共生型社会」（**環境収容力を守り**環境の質を上げることによって成長・発展できる文明）

【循環】（≒科学）
- 炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保
- 地下資源依存から**「地上資源基調」**へ
- **環境負荷の総量を削減**し、更に**良好な環境を創出**

【共生】（≒哲学）
- 我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に
- 人と地球の健康の一体化**（プラネタリー・ヘルス）**
- 一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、**同心円**

方針

将来にわたって**「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値＋非市場的価値）**を**もたらす「新たな成長」**：**「変え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示**

- **ストック**である**自然資本（環境）を維持・回復・充実させる**ことが「新たな成長」の**基盤**
- 無形資産である**「環境価値」**の活用による経済全体の高付加価値化等

政策展開

- **科学に基づく取組のスピードとスケール**の確保（**「勝負の2030年」**へも対応）
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の**統合・シナジー**
- 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の**共進化**
- **「地域循環共生圏」**の構築による「新たな成長」の**実践・実装**

※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

【環境基本法第1条】

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって**現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保**に寄与するとともに**人類の福祉に貢献**することを目的とする。

【同心円のイメージ】

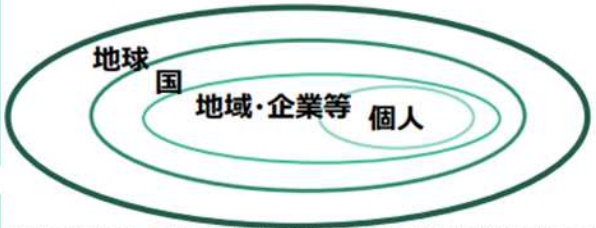

※地域・企業等には、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

【政府・市場・国民の共進化】

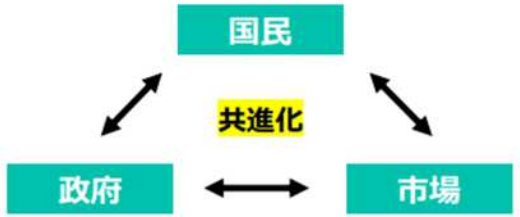

6

出典：第六次環境基本計画の概要　環境省(R6.5)

（1）国の第六次環境基本計画の概要

国の第六次環境基本計画の６つの重点戦略

1.「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな**経済システム**の構築

2.自然資本を基盤とした**国土のストック**としての価値の向上

3.環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての**地域づくり**

4.「**Well-being／高い生活の質**」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

5.「新たな成長」を支える**科学技術・イノベーション**の開発・実証と社会実装

6.環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・**国際協調**の推進

参考・出典：第六次環境基本計画の概要　環境省（R6.5）

（2）国の循環型社会形成推進基本計画の概要

国の第五次循環型社会形成推進基本計画のポイント

改定の背景およびポイント

- **循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには**、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する**循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。**
- **循環型社会形成のドライビングフォース**となる「**循環経済**」への移行は、**気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決**し、**産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現**にも資するもの。
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす**「新たな成長」を実現**し、地上資源基調の**「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現**するための重要なツール。
- こうした認識の下、**今回の改定では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。**

循環型社会のドライビングフォースである循環経済

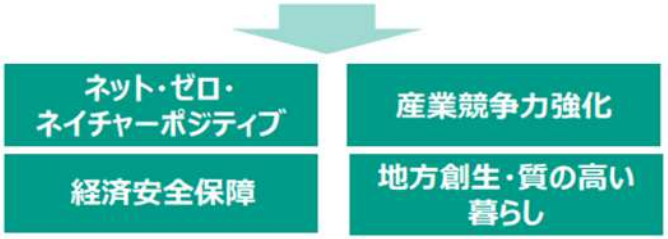

出典：【資料2】第五次循環型社会形成推進基本計画の概要 環境省(R6.8)

（２）国の循環型社会形成推進基本計画の概要

国の第五次循環型社会形成推進基本計画の５つの柱（重点分野）

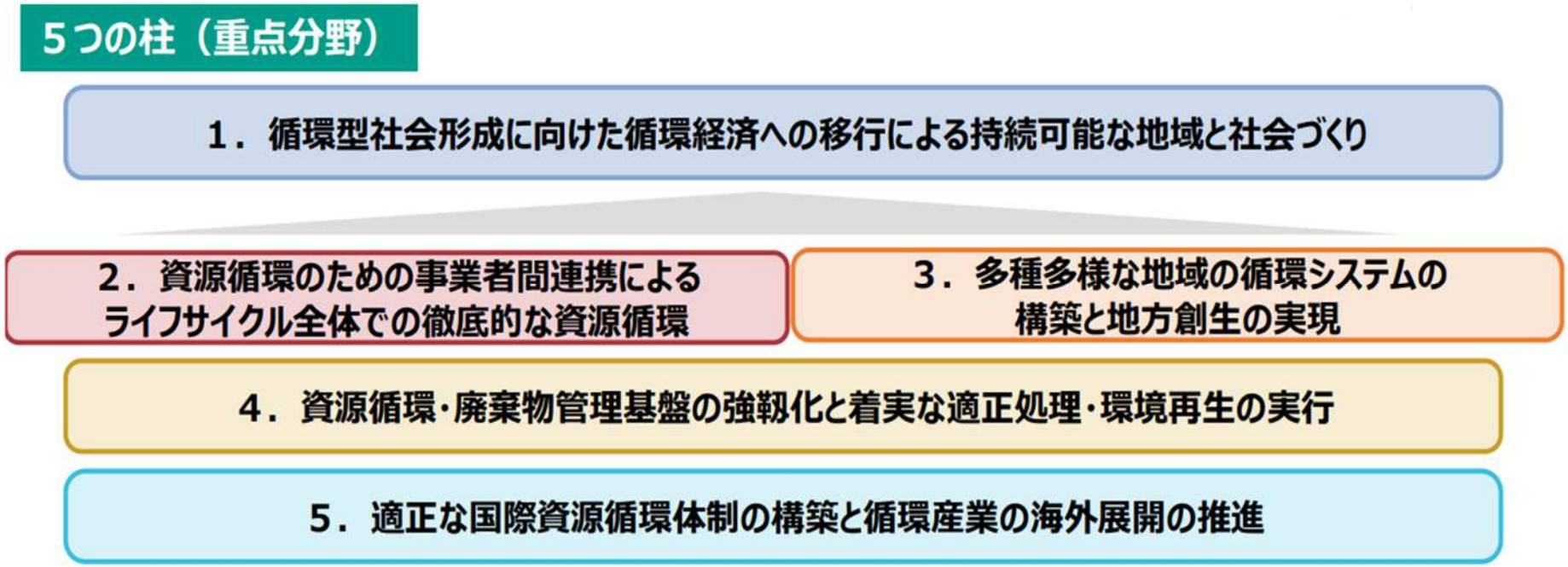

出典：【資料2】第五次循環型社会形成推進基本計画の概要 環境省(R6.8)

（２）国の循環型社会形成推進基本計画の概要

国の第五次循環型社会形成推進基本計画における現状・課題と解決に向けた道筋

- **資源循環への対応**は、**環境面のみならず、経済・社会面からも重要**な社会的課題。
- **循環経済への移行**に国家戦略として取り組み、**環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現**という**様々な社会的課題を同時に解決。**

	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
環境制約への対応	**気温上昇・種の絶滅が加速**	・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（**資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能**） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策	・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・**気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進）** ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
産業競争力強化・経済安全保障	バッテリー・自動車・包装材等で**再生材利用強化の動き**	・**環境配慮設計・高度な再資源化**で**再生材の利用・供給拡大** ・バリューチェーン循環性等の**国際ルール形成主導**	・ライフサイクル全体で**徹底的な資源循環**の実現 ・**国内外一体**の資源循環体制構築 ・製品・サービスの**競争力**を向上 ・我が国の**国際的なプレゼンス**を向上
	世界資源需要増で**資源獲得競争**鉱物等資源の**価格高騰と供給懸念**	・**輸入した**鉱物・食料等の**資源を最大限循環利用** ・鉱物等の**国内外一体的な資源循環を強化**	
地方創生・質の高い暮らし	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等	・**地域の特性を活かした資源循環システム**の構築 ・**地方公共団体が連携協働を促進**	・**地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決** ・地域資源の特性を生かした**魅力ある地域づくり**
	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	・**再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減**等でライフスタイルを転換	・**多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現**

出典：【資料2】第五次循環型社会形成推進基本計画の概要 環境省(R6.8)

（２）国の循環型社会形成推進基本計画の概要

国の第五次循環型社会形成推進基本計画における国の取組のポイント

地方創生・質の高い暮らし

◆ **地域経済の活性化・魅力ある地域づくり ライフスタイル転換**

- 地域特性を活かした**資源循環モデル創出**やネットワーク形成を主導できる**中核人材の育成**
- **レアメタルを含む小型家電等**の回収率向上
- 「質」を重視した**建設リサイクル**の推進
- **農山漁村のバイオマス資源**の徹底活用、**下水汚泥資源**の肥料活用
- **長く使える住宅ストック**の形成、**インフラの長寿命化**の推進
- リユース・リペア等**新たなビジネス**の展開支援
- **食品ロス削減、サステナブルファッション**推進、**使用済紙おむつ**のリサイクルへの支援

産業競争力強化・経済安全保障

◆ **ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大**
（循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年80兆円、2050年120兆円）

- **再資源化事業等高度化法**の円滑な施行や**産学官のプラットフォーム**の活用による製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業の連携強化
- 廃棄物再資源化への**機械化・AI導入**等による高度化・供給拡大支援
- **太陽光パネル**のリサイクル促進等に向けた**制度的枠組み構築**
- 国内外の**資源循環ネットワーク拠点**の構築や**資源循環の拠点港湾**の選定・整備の推進

◆ **国際的な資源循環体制を構築することで資源制約を克服**

- G7等の**国際的な場において循環経済のルール形成をリード**
- ASEAN諸国の**電子スクラップ**の我が国での再資源化体制の構築
- **金属スクラップの不適正な国外流出を抑制**
- ASEAN諸国等へ**廃棄物管理・リサイクル分野の制度・技術等支援、インフラ輸出の促進**

カーボンニュートラル ネイチャーポジティブ

◆ **製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献**
（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能）

◆ **天然資源消費量を抑制し地球規模の環境負荷低減**

政府全体で一体的に取り組み、「同心円」の考え方で**循環経済への移行を実現**

出典：【資料2】第五次循環型社会形成推進基本計画の概要 環境省(R6.8)

（3）国の循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会推進基本法の概要（環境省）（2000.6.2公布）

1．形成すべき「**循環型社会**」の姿を明確に提示

2．法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「**循環資源**」と定義

3．処理の「**優先順位**」を初めて法定化
（[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分との優先順位）

4．国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

5．政府が「**循環型社会形成推進基本計画**」を策定

6．循環型社会の形成のための国の施策を明示

出典：循環型社会形成推進基本法の概要 環境省HPより川崎市抜粋

（4）その他の法律等の一覧

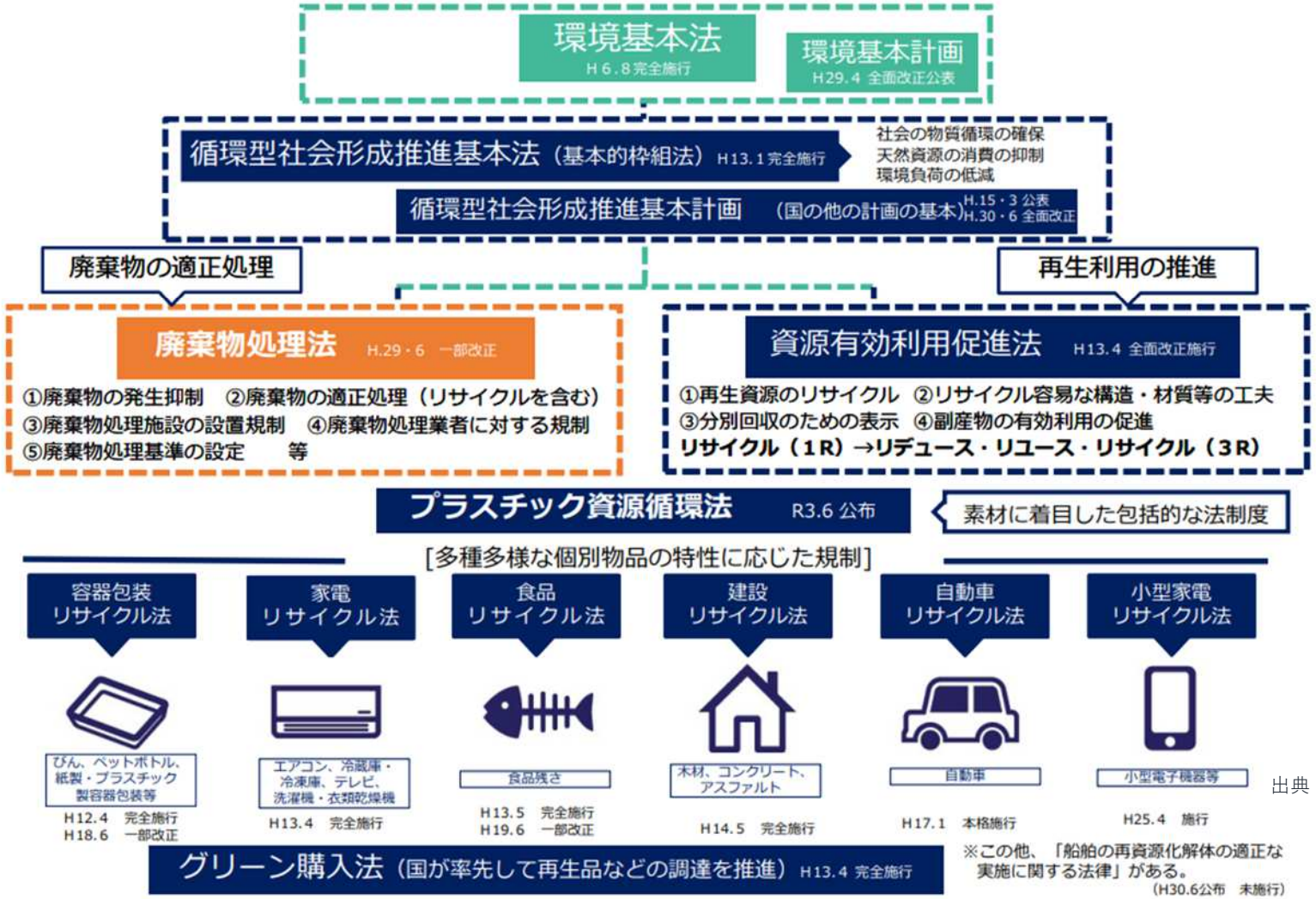

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画と循環経済工程表の概要 環境省(R5.6)

（4）その他の法律等の一覧

法律名（施行時期）	概要
廃棄物処理法(1970.9~)	廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などを規定
容器包装リサイクル法(2000.4~)	家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律
資源有効利用促進法(2001.4~)	循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進するための法律
家電リサイクル法(2001.4~)	一般家庭や事業所から排出された家電製品から有用な部品や材料をリサイクルし、埋立て処分される廃棄物の量を減らし、資源の有効利用を促進するための法律
小型家電リサイクル法(2013.4~)	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進
建設リサイクル法(2001.5~)	建設解体業者による分別解体およびリサイクル、工事の発注者や元請企業などの契約手続きなどが規定
食品リサイクル法(2001.5~)	売れ残りや食べ残し製造・加工等の過程において生じた食品廃棄物の発生抑制と再生利用のため、食品関連事業者などが取組むべき事項が規定
自動車リサイクル法(2005.1~)	ｼｭﾚｯﾀﾞｰﾀﾞｽﾄ及びﾌﾛﾝ類、ｴｱﾊﾞｯｸﾞ類への対応を行うほか、使用済自動車から生じる最終埋立処分量の極小化、不法投棄防止に資することを規定
プラスチック資源循環促進法(2022.4~)	製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を規定

出典：３R政策 「法律」（リサイクル関連法）経産省HP(R6.4時点)より一部川崎市加工

（4）その他の法律等の一覧（プラスチック資源循環戦略（2019.5.31））

プラスチック資源循環戦略

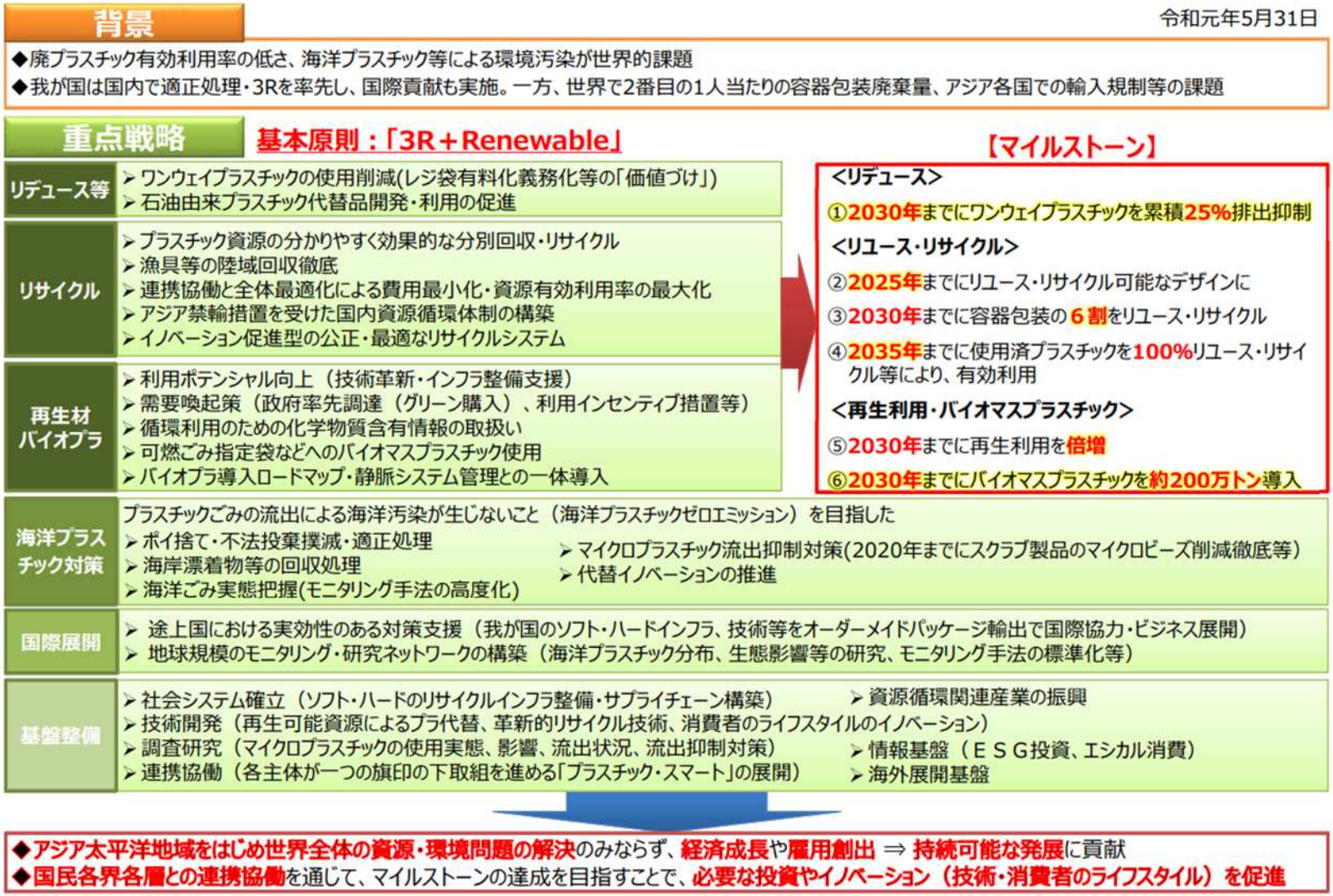

出典：プラスチック資源循環戦略の概要　環境省(R1.5)

（4）その他の法律等の一覧（食品ロスの削減の推進に関する法律（2019.10.1））

食品ロスの削減の推進に関する法律

＜食品ロスの問題＞
・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡**多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言**

食品ロスの削減の定義（第２条）
まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第３条～第７条）
国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進(第８条)
食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第９条）
食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

基本方針等（第 11 条～第 13 条）
・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第 14 条～第 19 条）
①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
②食品関連事業者等の取組に対する支援
③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）
内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

出典：食品ロスの削減の推進に関する法律（概要）消費者庁

（4）その他の法律等の一覧（食品ロス削減推進基本方針（2020.3.31閣議決定、2025.3.25変更））

食品ロス削減推進基本方針

食品ロスの削減を目指し、**消費者や食品関連事業者等が役割と行動を理解、実施し、双方のコミュニケーションを活性化すること**
地方公共団体は、食品ロス削減推進計画を策定し、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが求められている

○我が国の現状

・食料の海外輸入依存　：2018年度の食料自給率は 37％
・日本国内の食品ロス量：年間 643 万トン（2016 年度推計）
　国連世界食糧計画の2018年の食料援助量約390万トンの 1.3 倍

【主な発生要因】
・事業系：規格外品、返品、売れ残り（食品製造・卸売・小売業）
・家庭系：食べ残し、過剰除去、直接廃棄

出典：別添　我が国の食品ロスの発生量の推移等　環境省（R6.6）

○基本施策

1.教育及び学習の振興、普及啓発等
2.食品関連事業者等の取組に対する支援
3.表彰、 4.実態調査及び調査・研究の推進
5.情報の収集及び提供、 6.未利用食品を提供するための活動の支援等

○全国的な目標

・家庭系　**2000年比で2030年までに食品ロス量を半減**
・事業系　**2000年比で2030年までに食品ロス量を60%削減**
・食品ロス問題を認知して**削減に取り組む消費者割合を80%**

出典：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針　消費者庁（R7.3）より
　　一部川崎市加工

（4）その他の法律等の一覧（2050年カーボンニュートラル宣言（2020.10.26））

2050年カーボンニュートラル宣言

○政府は**2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言**

○世界共通の長期目標（2015年パリ協定）
- 世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

○背景
- 世界の平均気温は2020年時点で、工業化以前（1850～1900年）と比べ、既に約1.1℃上昇。このままの状況が続けば、更なる気温上昇
- 日本の平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇。100年あたり1.30℃の割合で上昇、特に1990年代以降、高温となる年が頻出

○現状
- 令和6年3月時点で、1078**自治体が二酸化炭素排出ゼロを表明**

日本のCO_2部門別排出量

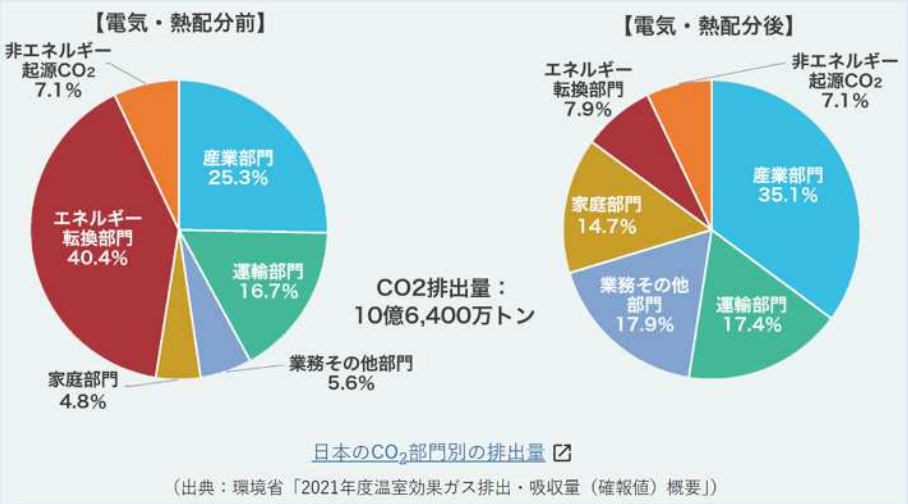

出典：脱炭素ポータル　環境省

出典：2050年カーボンニュートラルを巡る国内外の動き　環境省（R3.1.27）より一部川崎市加工
地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況（R6.3.29）

（４）その他の法律等の一覧（廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）の公表（2021.8.5））

廃棄物・資源循環分野における中長期シナリオ（案）

2050年CNに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方

・3R+Renewableの考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による**資源循環と化石資源のバイオマスへの転換**を図り、**焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底**し、**2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロ**にすることを目指す。

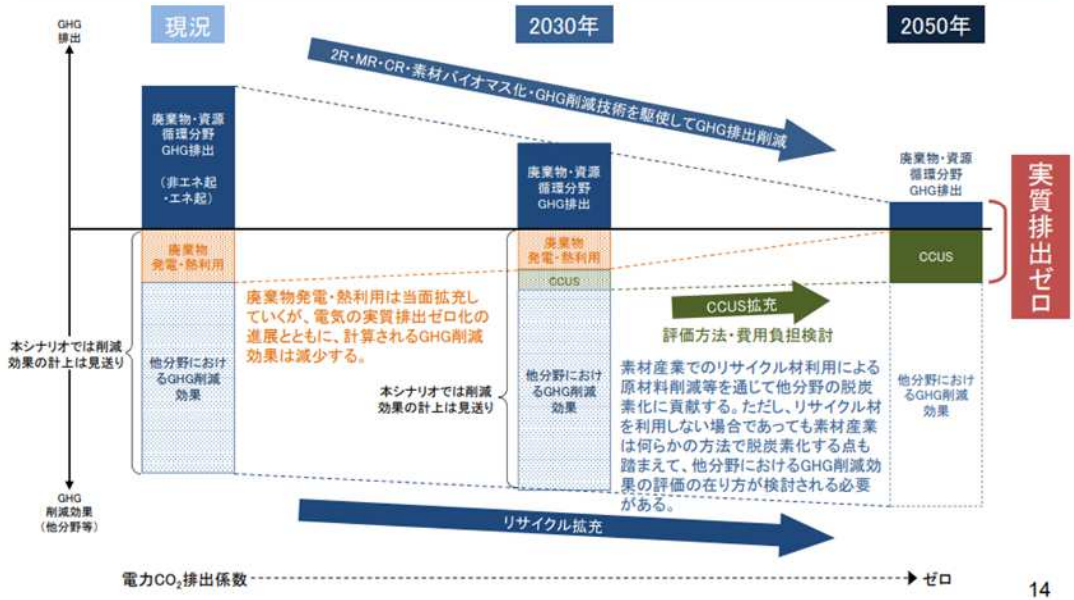

14

廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオに基づく2050年温室効果ガス排出実質ゼロ実現に向けて

● **「各対策の実現に向けた具体的な検討、深度化・精緻化」及び「各種制度面の整備・推進の仕組みづくり」**を進めつつ、**「3R+Renewableを基盤とした資源生産性向上による脱炭素化」及び「中長期シナリオのアップデート」**を行う。

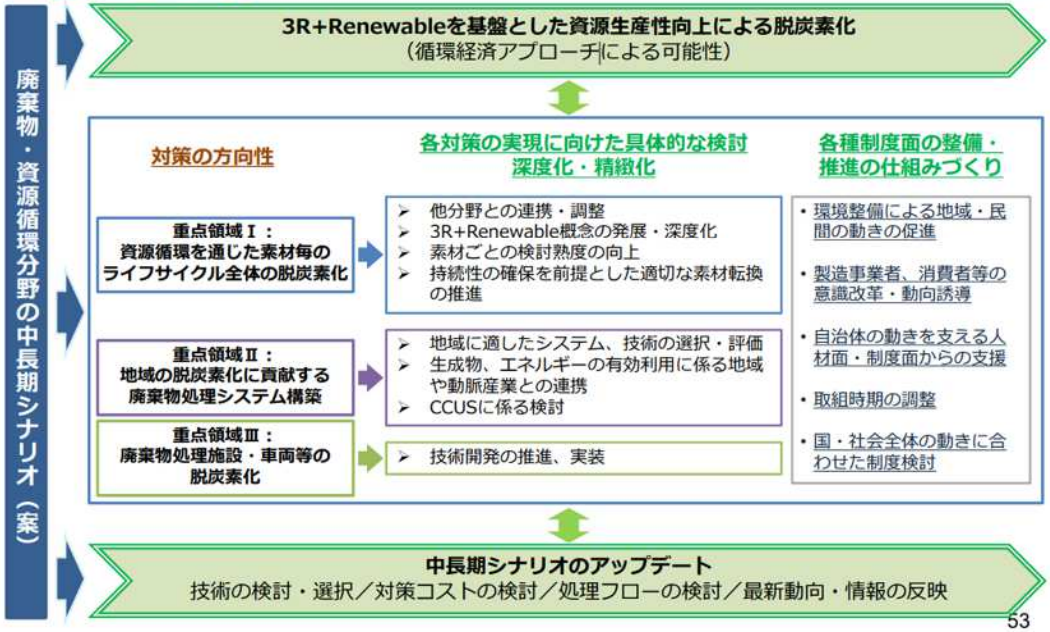

53

出典：廃棄物・資源循環分野における 2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)
環境省 環境再生・資源循環局（R4.8.5）

（4）その他の法律等の一覧（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022.4.1））

プラ資源循環促進法

製品の設計からプラ廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラ資源循環等の取組（**3R+Renewable**）を促進

○背景

・海洋プラチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている
・このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要

【循環経済（サーキュラーエコノミー）】

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつストックを有効活用しながらサービス化等を通じて**付加価値を生み出す経済活動**であり資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

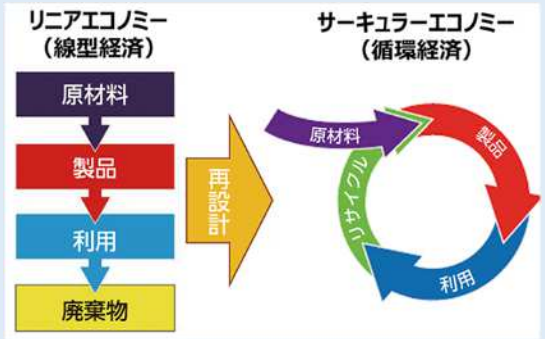

出典：第2節　循環経済への移行　環境省より川崎市一部加工

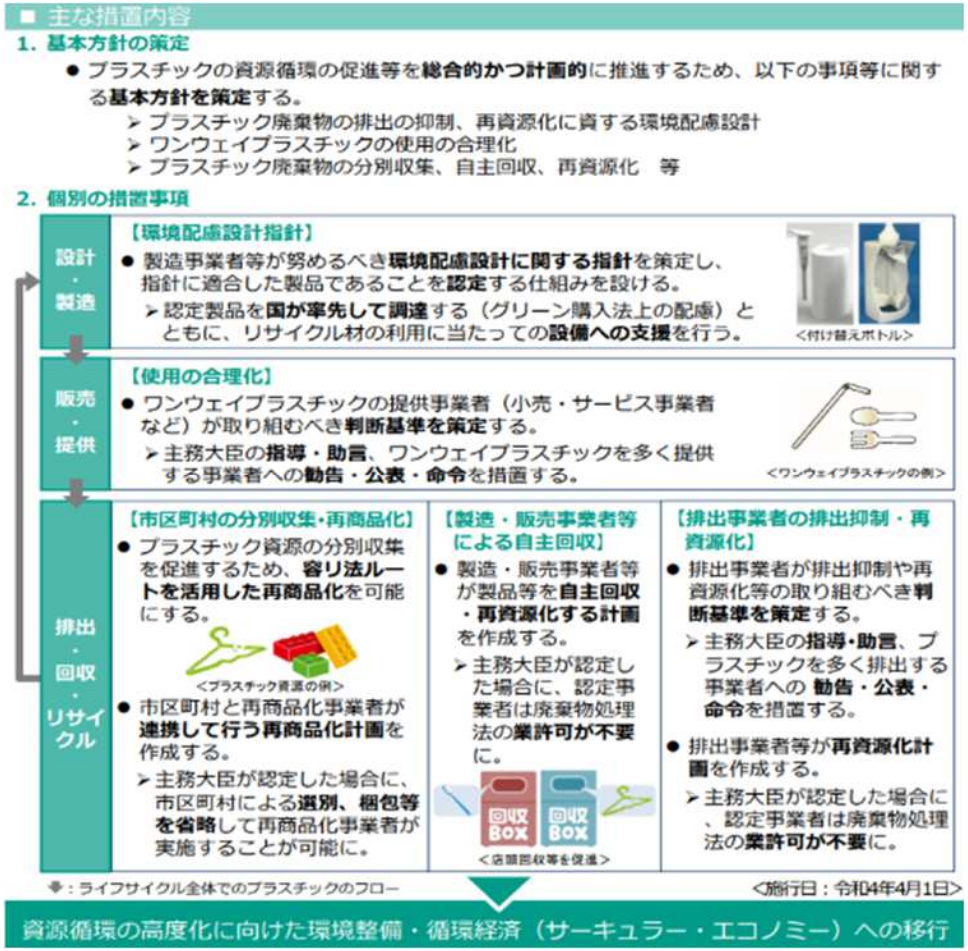

出典：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要（令和3年法律第60号）
環境省（R4.6.11）

（４）その他の法律等の一覧（廃棄物処理施設整備計画の閣議決定（2023.6.30））

廃棄物処理施設整備計画の策定（2023年度から2027年度までの５年間）

1. 基本的理念

（1） 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
（2） 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
（3） 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

＜ポイント＞
- 廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処分の確保を推進しつつ、Renewableの取組や循環経済への移行の重要性も踏まえ、資源循環の取組を強化し、循環型社会の実現を目指す。
- 施設の長寿命化・延命化、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進し、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靭性を確保する。人口減少を見据え、将来にかかるコストを可能な限り抑制するよう計画的に進める。
- 廃棄物分野は他分野も含めた温室効果ガス排出量の削減に貢献可能。2050年カーボンニュートラルに向けてさらなる排出抑制の取組による焼却等に伴う温室効果ガスの削減、熱回収の高度化、将来的にはCCUS等の技術の導入により、脱炭素化の推進が期待される。

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

（1） 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
（2） 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
（3） 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
（4） 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
（5） 災害対策の強化
（6） 地域住民等の理解と協力・参画の確保
（7） 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）	20%→28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	2020年度の水準（22年分）を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	20%→ 22%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	41%→ 46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	58%→ 76%以上
先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用33万基→75万基 中・大型9千基→27千基

出典：【別添２】廃棄物処理施設整備計画の概要　環境省（R5.6）

（４）その他の法律等の一覧（廃棄物処理基本方針の変更（2025.2.18））

廃棄物処理基本方針の変更

廃掃法第５条の２第１項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」について、平成28年改正以降、**2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化**を踏まえ、2023年度に所要の変更を行った。

今回、廃棄物の減量化の目標等の目標値について2024年８月に決定された**第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定。**

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更及び意見募集の結果について　環境省（R7.2.18）一部川崎市加工

【世界の平均気温（1891～2023年】

世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり0.76℃の割合で上昇している

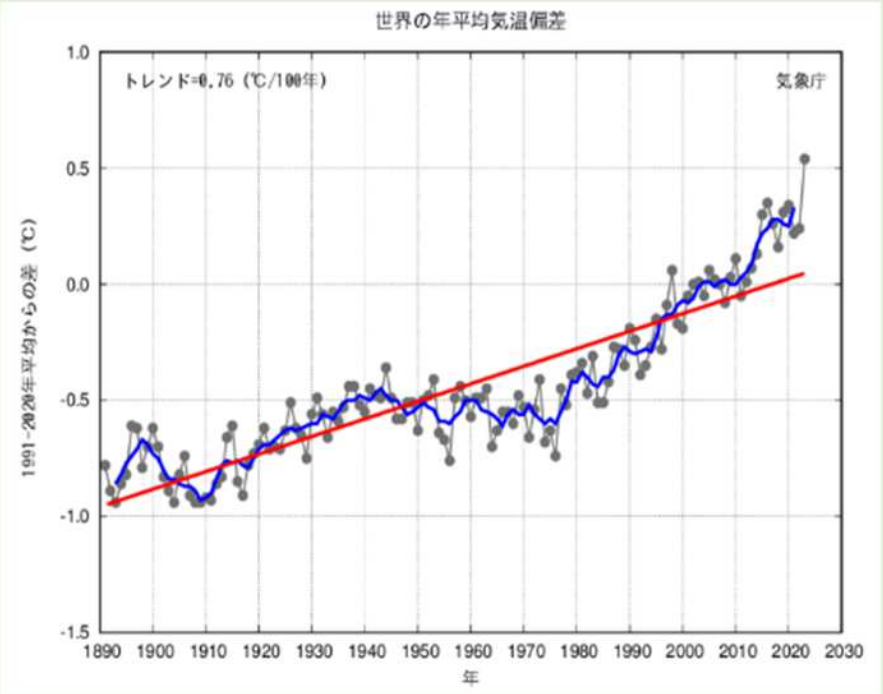

出典：世界の平均気温　気象庁(R6.2.1)

（4）その他の法律等の一覧

廃棄物の区分

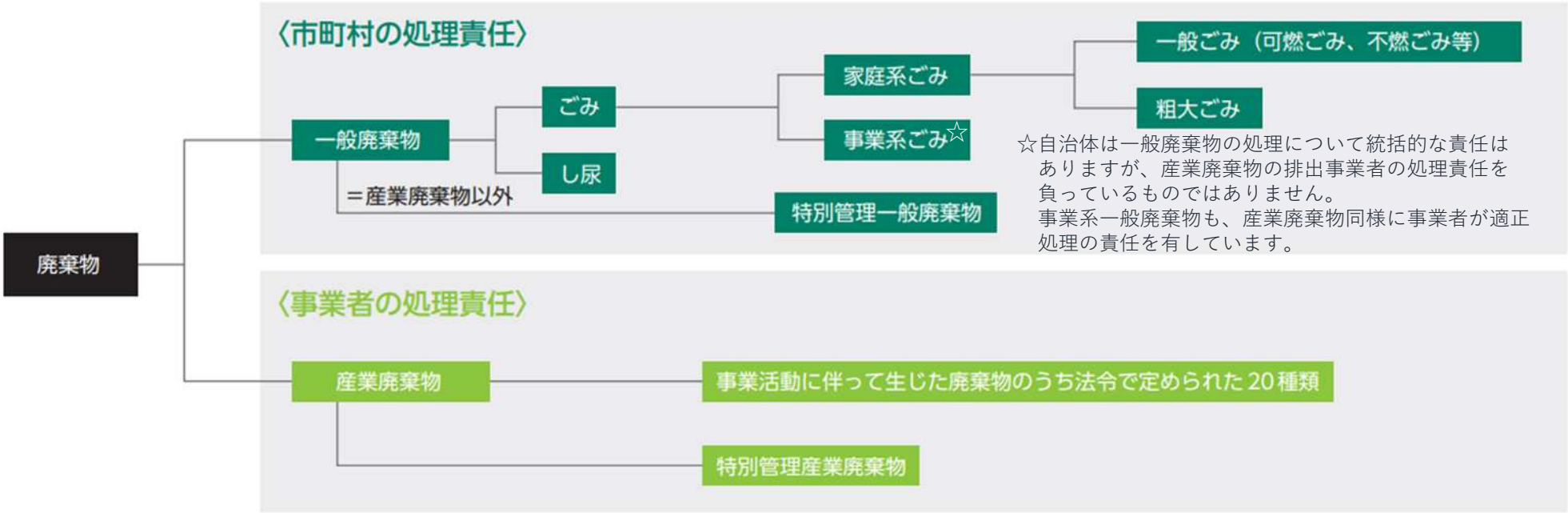

注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。
資料：環境省

出典：令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 環境省（R6.6）一部川崎市加工

（５）国の最新動向

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要(2024.5.29公布)

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

➢ 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進

例：ペットボトルの水平リサイクル

<②分離・回収技術の高度化>

➢ **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進

例：ガラスと金属の完全リサイクル

例：使用済み紙おむつリサイクル

<③再資源化工程の高度化>

➢ 温室効果ガス**削減効果を高めるための高効率な設備導入等**を促進

例：AIを活用した高効率資源循環

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

出典：別添１ 【概要】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案 環境省(R6.3.15)

（5）国の最新動向

廃棄物・資源循環分野に関わる脱炭素化に向けた動き

政府のマイルストーン

- 2050年カーボンニュートラルの宣言（2020.10）
  菅内閣総理大臣が所信表明演説にて**2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明**
- 2030年度温室効果ガス46%削減の表明（2021.4）
  地球温暖化対策推進本部において、菅総理が**2030年度に、温室効果ガス（GHG）を2013年度から46%削減を目指し**、50%の高みへの挑戦を続けることを表明

政府全体の取組

- 地域脱炭素ロードマップの策定（2021.6）
  国・地方脱炭素実現会議において取りまとめられ、
  重点対策の一つとして「資源循環の高度化を通じた循環経済への移行」が盛り込まれた
- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定
  14の重要分野（「資源循環関連産業」を含む）ごとに、高い目標を掲げた上で、
  現状の課題と今後の取組を明記し、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画を策定
- 骨太方針2021の閣議決定（2021.6）
  日本の未来を拓く４つの原動力として、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、
  少子化対策があげられた。
- 地球温暖化対策計画の閣議決定（2021.10）
  地球温暖化対策として、3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）
  ＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を始めとする**サーキュラーエコノミーへの移行**及び
  循環経済工程表の今後の策定に向けた具体的検討が定められた。
- パリ協定に基づく長期戦略（2021.10）
  地域において大幅な温室効果ガス排出削減を実現するには、**循環型社会の構築**や**循環経済への移行**
  が必要である旨盛り込まれた。

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画と
循環経済工程表の概要 環境省(R5.6)

（5）国の最新動向

カーボンニュートラルと循環経済（サーキュラーエコノミー）

我が国全体における全排出量のうち資源循環が貢献できる余地がある部門の割合

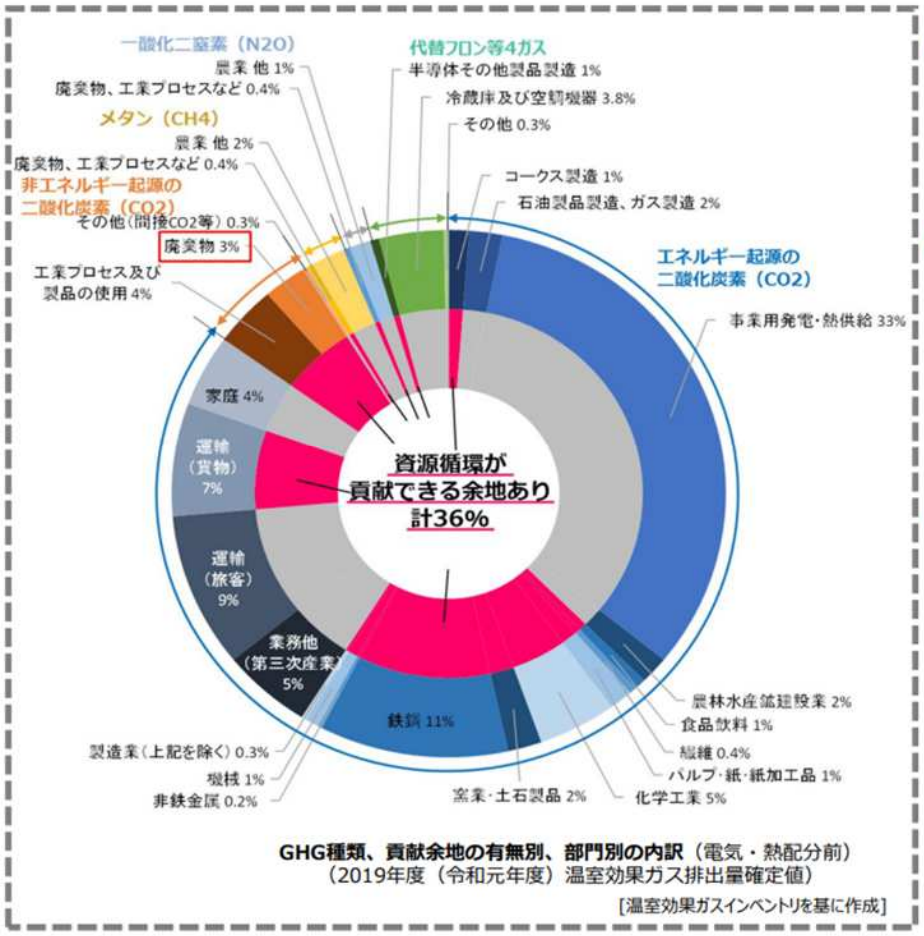

GHG種類、貢献余地の有無別、部門別の内訳（電気・熱配分前）
（2019年度（令和元年度）温室効果ガス排出量確定値）
[温室効果ガスインベントリを基に作成]

- 持続可能な社会経済システムを実現するためには、**循環経済を実現**するとともに、**カーボンニュートラルへの移行**を同時達成していくことが必要。
- 我が国の温室効果ガス排出量（電気・熱配分前）のうち、廃棄物分野の排出量である3%を含め、**資源循環が貢献できる余地がある部門の排出量は36%と推計**
（2020年度に、全排出量1,149百万トンCO2換算のうち、413百万トンCO2換算）。
- **3R+Renewable**の考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、**2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロ**にすることを目指す。

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画と
循環経済工程表の概要 環境省(R5.6)

（５）国の最新動向

GX(ｸﾞﾘｰﾝﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ)実現に向けた動静脈連携による資源循環

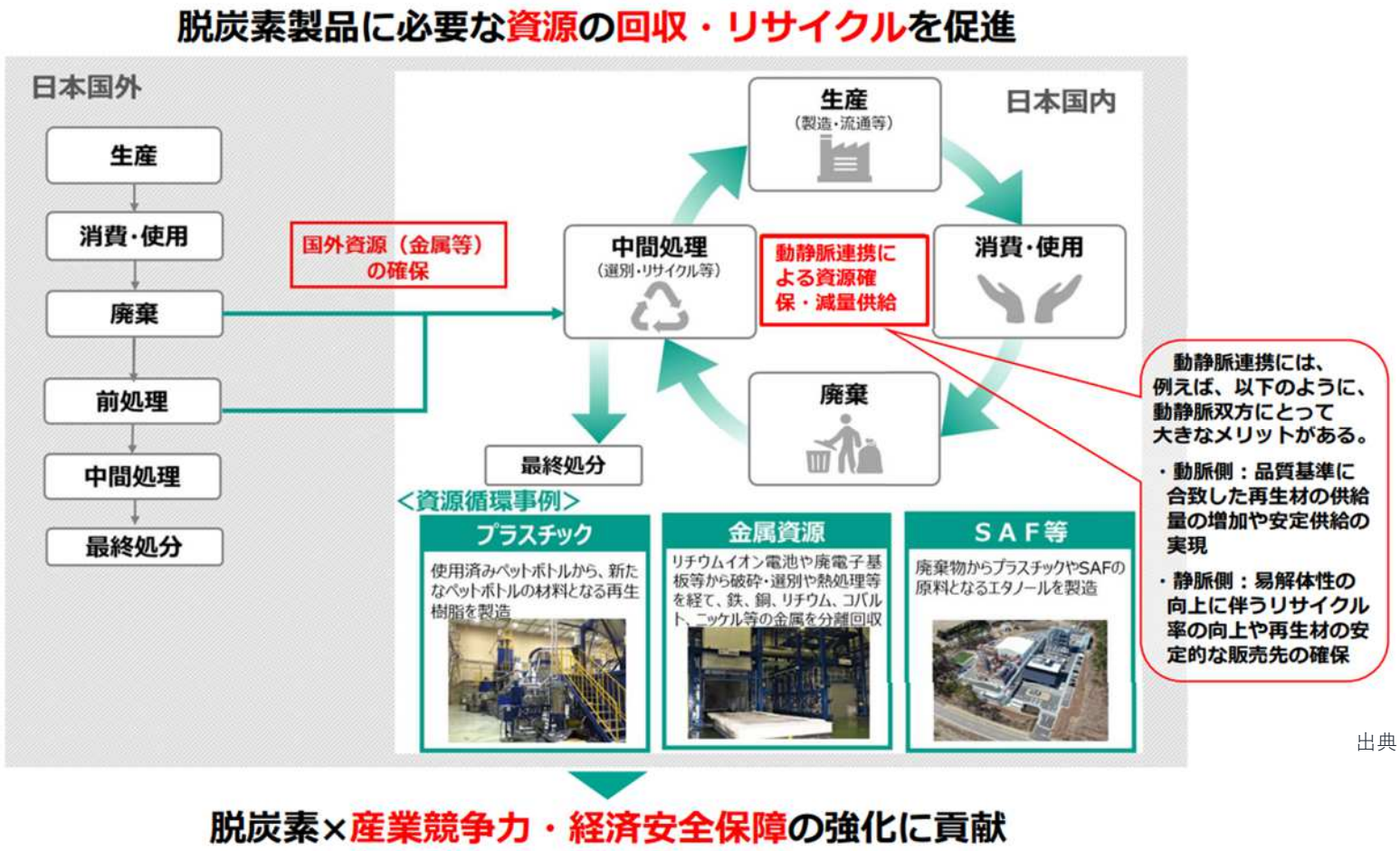

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画と循環経済工程表の概要 環境省(R5.6)

（５）国の最新動向

GX実現に向けた基本方針（2023.２.10閣議決定）

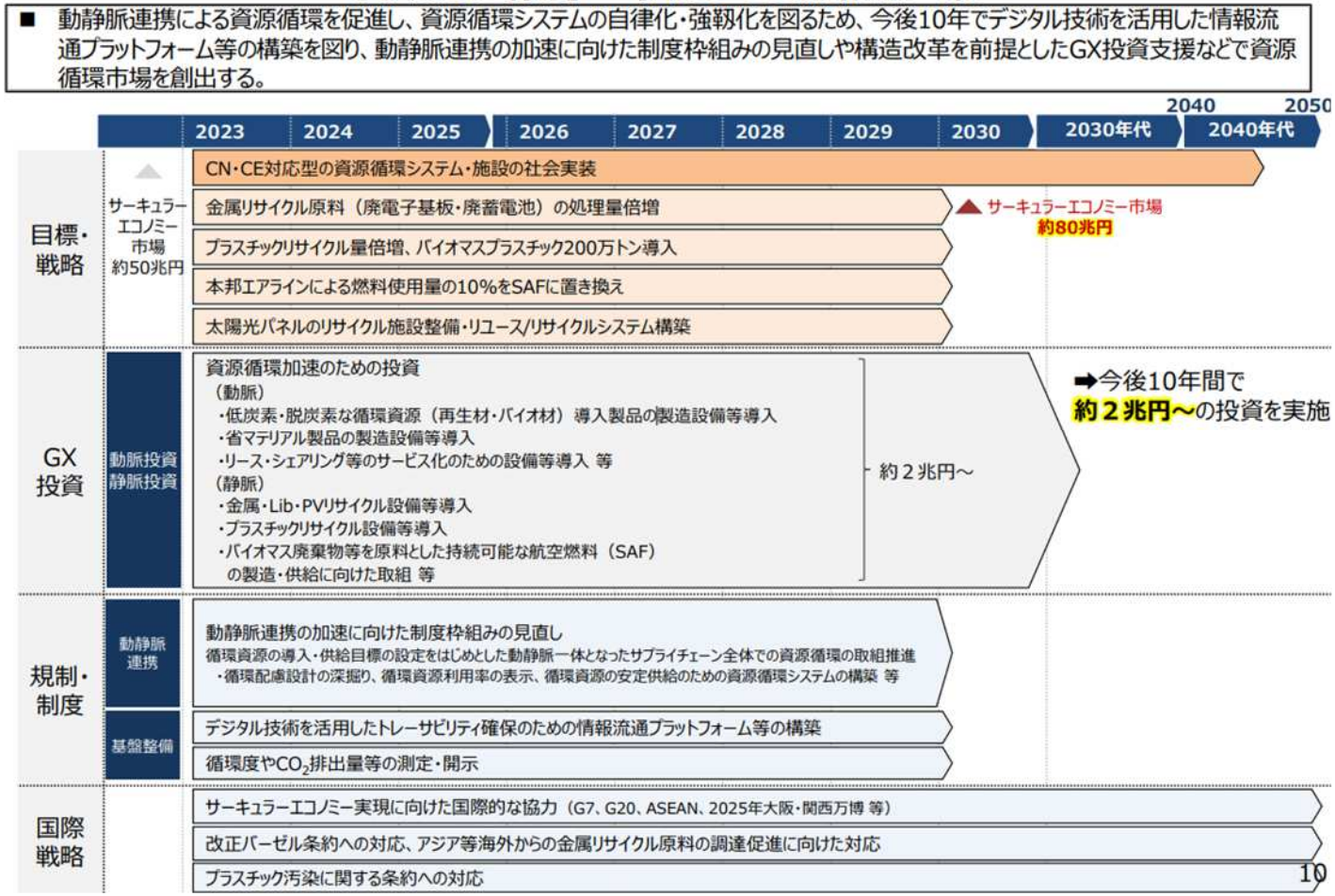

出典：GX実現に向けた基本方針参考資料
経産省(R5.2)

（５）国の最新動向

成長志向型の資源自律経済戦略（2023.3.31）

今後のアクション

① 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

サーキュラーエコノミー(CE)への非連続なトランジションを実現するに当たっては、個社ごとの取組だけでは経済合理性を確保できないことから、関係主体の連携による協調領域の拡張が必須。

- 国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画するパートナーシップの立ち上げ。8月末時点で、504者の参画。
- ビジョン・ロードマップ策定、地域循環モデルの構築の検討を皮切りに、その他の個別テーマ（標準化、マーケティング、プロモーション、国際連携、技術検討等）についても、順次検討。
- 現在検討が進んでいる国内外の先行事例をユースケースに位置付け、共通データフォーマットやプラットフォーム間の相互連携インターフェイス等について検討し、2025年を目途にデータの流通を促すCE情報流通プラットフォームの構築を目指す。

② 投資支援

サーキュラーエコノミーの拡大で再生材の国内供給量の不足が見込まれていることから、研究開発から実証・実装までを面的に支援が必須。

- ＧＸ経済移行債により、今後10年間で官民合わせて２兆円超の投資の実現を目指し、自動車・バッテリー、電気電子製品、プラスチック等の長寿命化や再資源の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資への支援。
- 令和６年度より３年間で300億円の支援を実施。長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「循環配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化等に係る設備投資等を支援。

③ ルール整備

現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。

- 動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を目指して、「資源循環経済小委員会」を立ち上げ、3R関連法制の拡充・強化の検討を実施。

出典：循環経済に向けた政策の動向　経産省(R6.11)

（5）国の最新動向

使用済み太陽光パネルの排出量推計（環境省推計）

- FIT 制度の下で設置したモジュールが一定の寿命を迎え、使用済み太陽光パネルとして排出された場合、2030年代後半以降、年間50～80万ｔが排出されると想定されている。
- 将来の大量廃棄に備え、実効性のある適切な処理方法の確立が必要な状況となっている。

使用済み太陽光パネルの排出量推計（環境省推計）

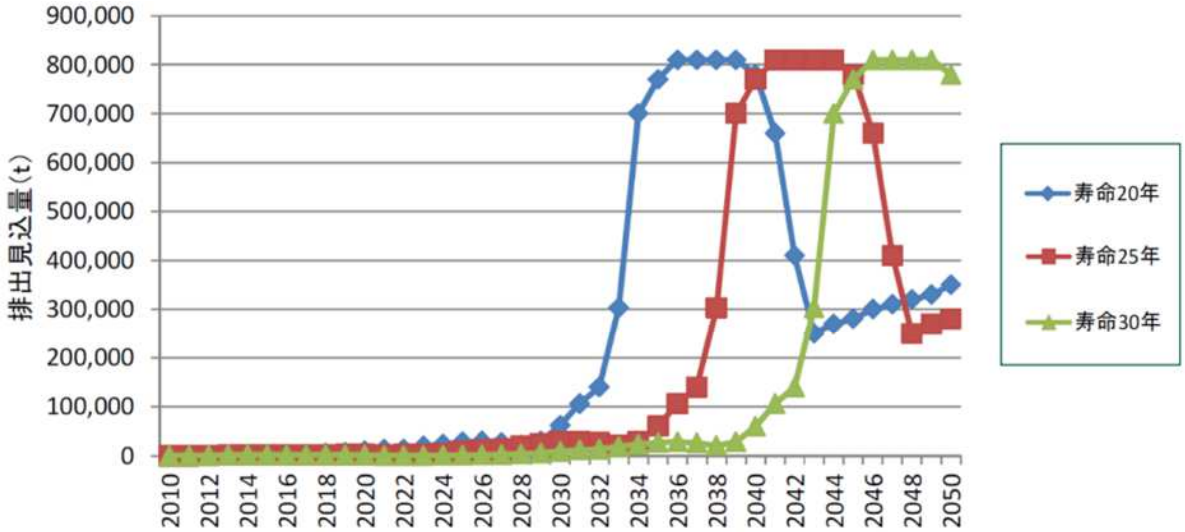

※太陽電池モジュールの導入実績を設置形態別（住宅用･非住宅用）に集計し、将来の排出見込量を、❶寿命到来による排出（20、25、30 年）と、 ❷修理を含む交換に伴う排出（毎年の国内出荷量の0.3%）とみなし、過去の導入実績データと導入量の将来予測データを併せて、推計を行っている。

出典：再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに係る現状及び課題について 環境省(R5.4)

東京都では解体業者、収集運搬業者、リサイクル業者等で構成する「東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会」（2022.9）を設置。

協議会がハブとなり、住宅用太陽光発電設備の高度循環利用推進に取り組む。
川崎市も2023.8からｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ参加

（6）他都市の動向

政令指定都市における産廃計画の策定有無（2023.10 川崎市調査）

	市名	産廃計画の有無
1	**札幌市**	**有**
2	仙台市	無
3	さいたま市	無（2020廃止）
4	千葉市	無
5	横浜市	無（2020廃止）
6	**川崎市**	**有**
7	相模原市	無
8	新潟市	無
9	静岡市	無
１０	浜松市	無（2014廃止）

	市名	産廃計画の有無
11	名古屋市	無（2020廃止）
12	京都市	無（2020廃止）
13	大阪市	無
14	堺市	無（2021廃止）
15	神戸市	無
16	岡山市	無
17	**広島市**	**有**
18	**北九州市**	**一廃計画と統合**
19	福岡市	無
20	熊本市	無

※近年廃止又は無の
自治体では指針や
方針等に位置付けなど